

農業と福祉の連携による 農業・農村の活性化に関する研究

平成 29 年 9 月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

農業と福祉の連携による農業・農村の活性化に関する研究

目 次

はじめに	1
1. 研究の目的	1
2. 研究の方法	1
 第1章 企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出 ー農業分野に進出している社会福祉法人等, 特例子会社との比較からー	2
1. はじめに	2
2. 特例子会社の農業分野への進出状況	3
3. 企業出資の障害者福祉施設の設立状況	4
4. 企業出資の障害者福祉施設の実態	5
(1) タイプⅠ	5
1) (株) 九神ファームめむろ (北海道芽室町)	5
2) シグマファームとういん (三重県東員町)	8
(2) タイプⅡ	10
1) (株) ハートランドひろしま (広島県山県郡北広島町)	10
2) (株) いずみエコロジーファーム (大阪府和泉市)	12
3) (株) コープファームおかやま (岡山県瀬戸内市)	13
(3) タイプⅢ	16
1) (一社) ステージパス (舞台ファームグループ, 宮城県多賀城市)	16
2) (株) あすファーム松島 (宮城県松島町)	18
(4) タイプⅣ	19
1) (株) クック・チャム my mama (愛媛県新居浜市)	19
2) 森の木ファーム (株) (兵庫県南あわじ市)	21
3) アスタネ (埼玉県さいたま市)	22
5. 企業出資の障害者福祉施設が農業分野に進出する場合の優位性と課題	24
6. 小括	26

第2章 農業分野における生活困窮者等への就労支援 ー障害者就労に取り組む主体の実践からー

	29
1. はじめに	29
2. 新たな生活困窮者自立支援制度の成立	29
3. 事例の概要	31
4. 生活困窮者等への就労支援の現状と課題	32
(1) 社会福祉法人一麦会：6次産業化による雇用創出と実務教育	32
1) 6次産業化を基軸とした障害者就労	32
2) 生活困窮者等の受け入れ	34
3) 課題	36
(2) NPO 法人アゲイン：ひきこもりの受け入れ	36
1) 新規就農者の就農支援と障害者就労	36
2) 生活困窮者（ひきこもり等）の受け入れ	38
3) 課題	38
(3) 公益財団法人喝破道場：精神障害者やひきこもりの受け入れ	39
1) 法人の概要	39
2) 「自立塾」における精神障害者やひきこもりの就労支援	40
3) 生活保護受給者の受け入れ：「就労体験的ボランティア事業」	42
4) 課題と展望	43
(4) NPO 法人土と風の舎：精神障害者、発達障害者の就農に向けたカリキュラムの策定	43
1) 農作業体験から交流，就労訓練へ	43
2) 農業体験を通じた地域コミュニティ「こえどファーム」	43
3) 障害者の農業実習・就労訓練「アグリチャレンジ」	44
(5) 株式会社おおもりの農園，NPO 法人杜の家：生活保護受給者の受け入れ	48
(6) NPO 法人 UNE：生活保護受給者の受け入れ	49
1) 中山間地域における障害者就労	49
2) 生活保護受給者の受け入れ	50
3) 課題	51
(7) 株式会社金沢ちはらファーム：発達障害者の就労の場づくり	51
5. 小括	53

第3章 農福連携を推進する地方公共団体等で行われている支援の特徴と 効率的な支援のあり方

1. 地域農業の類型ごとに各地で実施されている支援策の特徴	56
2. 地方公共団体等で行われている支援の代表的な事例	57
(1) 野菜作農家と社会福祉法人等とのマッチング	57
1) 栃木県	57
2) 群馬県	59
(2) 果樹作, 野菜作農家等と社会福祉法人等とのマッチング	60
1) 長野県	60
2) 青森県	61
(3) 水田作地帯における社会福祉法人等の農業参入への支援—三重県	62
(4) 畑作地帯における社会福祉法人等への支援—埼玉県	64
3. 小括	65
おわりに	68

はじめに

1. 研究の目的

近年、農業分野における障害者の就労が拡大しつつあり、その取組方も多様化している。農業分野、福祉分野からの取組に加え、近年は、企業が、特例子会社という形に加えて、障害者福祉施設を設立して農業分野に進出してきて障害者を雇用するケースも増えてきている。また、障害者だけでなく、生活困窮者等への就労支援のために福祉施設が農業分野へ進出するといった新しい動きが出てきている。さらには、農業分野での障害者就労を支援する地方での支援体制も充実し多様化している。

こうした取組の農業・農村にとっての意義や可能性について明らかにするため、本報告では、第1章で、推進主体の多様化に焦点を当てて、近年、営利企業や生活協同組合が出資して設立された障害者福祉施設（本報告では、以下、「企業出資の障害者福祉施設」という。）が農業分野に進出してきている実態を明らかにし、その農業・農村への意義と課題について分析を行った。第2章では、働く障害者等の多様化に焦点を当てて、障害者だけでなく生活困窮者、ひきこもり等の就労支援を農業分野で実施している福祉施設の実態を明らかにし、その農業・農村との関わり方や意義について分析を行った。そして第3章では、農業分野での障害者就労に対する地域レベルでの支援の増加と多様化に焦点を当てて、その実態を明らかにするとともに、地域農業の状況に応じた効果的な支援のあり方について分析を行った。

これらにより、新たな農業と福祉の連携の取組について、その可能性と課題を明らかにすることで、農業と福祉の連携推進のために必要とされている支援策の検討に資する。

2. 研究の方法

- (1) 農業分野に進出してきている企業出資の障害者福祉施設への事例調査を行い、その実態と課題について明らかにする。
- (2) 農業分野に進出し、障害者だけでなく、生活困窮者等への就労支援に取り組んでいる福祉施設への事例調査を行い、その実態と課題について明らかにする。
- (3) 上記のような新しい取組の現状と課題も踏まえ、また、実際に地方公共団体が行っている支援策も踏まえて、農業と福祉が連携していく上で、国や地方公共団体等に求められる対応を明らかにする。

農林水産政策研究所
農福連携チーム
(吉田 行郷)

第1章 企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出

—農業分野に進出している社会福祉法人等，特例子会社との比較から—

1. はじめに

農村地域の過疎化・高齢化の進展等により，農業の担い手が不足し，引き受け手のいない農地が耕作放棄地化しつつある。また，農村地域では，地方経済が停滞する中で，雇用の場の確保が難しくなっている。こうした状況を受けて，障害者福祉にたずさわる社会福祉法人⁽¹⁾やNPO法人⁽²⁾（本報告では，以下，両者合わせて「社会福祉法人等」という。）が農業に次第に進出してきた⁽³⁾。そして，近年は，これに障害者を雇用する特例子会社⁽⁴⁾も続いている。

さらに，障害者自立支援法に基づき，2006年に企業出資の障害者福祉施設⁽⁵⁾の第1号が認定されてから，営利企業や生活協同組合がCSR⁽⁶⁾活動の一環として，障害者福祉施設を設立するケースが増加している。そうした中で，農業分野に進出する企業出資の障害者福祉も増加してきている。

こうした状況を踏まえれば，現在，農業分野に進出している企業出資の障害者福祉施設の実態を明らかにするとともに，将来，そうした施設が農村地域の障害者や健常者の雇用の場として機能するのか，さらには地域農業の担い手となり得るのかを明らかにしておくことは地域農業や農村コミュニティの維持・再生にとって重要な研究課題といえる。

しかしながら，農業分野における障害者就労に関する研究は，先行研究が少しずつ増えてきてはいるものの，まだ決して多くはない。農業分野に進出している社会福祉法人等，特例子会社の特徴を分析した研究としては，農業分野で働く障害者の事例調査から就農形態を類型化した濱田（2010b）をはじめとし，社会福祉法人等の農業分野への進出状況の全体像を明らかにすることを目的に既存データの整理と農業分野に本格的に進出している社会福祉法人等の事例の比較分析から今後の課題を抽出した飯田ら（2011），農業分野に進出した社会福祉法人等や障害者雇用を本格化させた農業法人の発展過程を分析し必要な支援策を明らかにした小柴ら（2016），農業分野に進出した特例子会社の実態と農業の担い手としての可能性を分析した吉田ら（2014），がある。また，企業が農業分野で障害者就労に取り組む事例を紹介している文献としては，高齢・障害者支援機構（2009），濱田（2010a），小柴・吉田（2014）等がある。他方で，農業分野に進出している企業出資の障害者福祉施設に焦点を当て，その特性を明らかにしたり，農業の担い手としての可能性について考察した研究はまだ行われていない。そうした研究がこれまで行われてこなかった理由としては，企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出が本格化したのが2010年以降という歴史の浅さもあると考えられる（第1-1図）。

そこで，本報告では，近年，農業分野に本格的に進出してきた企業出資の障害者福祉施設について，既存研究で明らかにされてきた社会福祉法人等，特例子会社の特徴と比較す

ることで、その優位性や課題を明らかにし、そうした企業出資の障害者福祉施設が、今後の地域農業の担い手となり得るのか、なり得るとすれば、克服すべき課題はどこにあるのか明らかにすることを目的とした。

2. 特例子会社の農業分野への進出状況

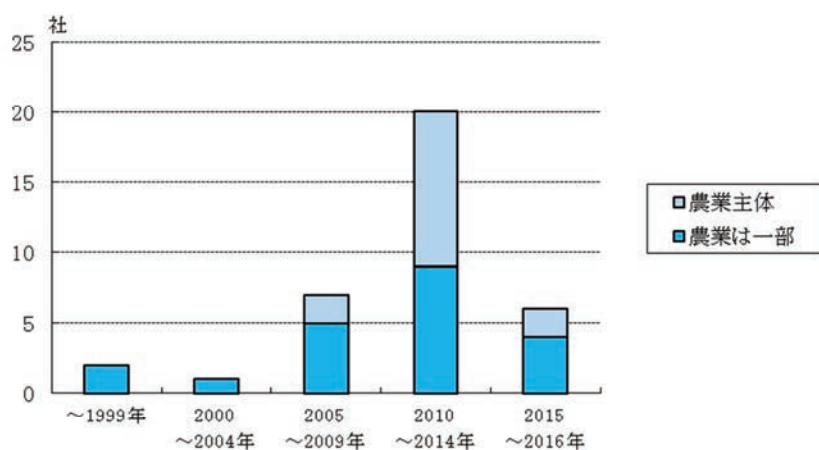
吉田ら（2014）によれば、2013年6月1日時点で、特例子会社は378社あり、そのうち22社が農業活動を行っていた⁽⁷⁾。その後、2016年6月1日現在で448社の特例子会社が設置されており、農林水産政策研究所の調べでは、そのうち少なくとも36社で農業活動が行われていることが確認されている。

特例子会社の設置数は年々増加を続けており、法定雇用率の引き上げも決定していることから⁽⁸⁾、今後も特例子会社は増加するものと予想されている。障害者が行える工業分野の下請け作業が減少する中で、障害の特性に応じた作業が可能である農業分野への進出が増加していく可能性は高い。

また、その後の継続調査の結果、設立当初は比較的独立性の高かった特例子会社が多かったものの、次第に、周囲の農家や障害者福祉施設等との関係を深めることで地域農業に貢献している事例が出てきている。

例えば、大阪府泉南市で8人の障害者を雇用してサラダほうれん草の水耕栽培を行っているハートランド（株）（親会社：コクヨ株式会社）では、周囲の8つの障害者福祉施設から施設外就労の形で、週にのべ100人の障害者の受け入れを実施することで施設との関係を深めている⁽⁹⁾。さらに、障害者雇用で水耕栽培を行う会社が相互に連携することで、安定出荷・安定価格を実現し、「美味しい野菜」をより多くの顧客へ広め、結果として、各社が水耕栽培を事業として成り立たせる仕組み作りを推進している。

また、（株）ひなり（親会社：伊藤忠テクノソリューションズ（株））は、特例子会社が自



第1-1図 認定年別にみた農業分野に進出している特例子会社数

資料:2017年6月現在、筆者が各社のホームページ等から集計した結果である。

注:1) 基本的には農業開始年で整理しているが、農業開始年が不明な会社は認定年でカウントした。

2) 農業を止めた会社が2社あるが、上記ではカウントしていない。

ら農業を行うのではなく、農業に付帯する軽作業を複数の農家から請け負うことで、周年で障害者の働く場所を確保するモデルを確立している。その後、作業を受ける農家数を順調に拡大し、2016年2

月末現在で、20人の障害者を雇用し、農家8戸から農作業（収穫、定植、出荷調整等）を請け負っている⁽¹⁰⁾。「ひなり」に作業を委託している農家からは、「ひなりの存在が経営規模の拡大につながった」との声もあり、地域の農家の経営改善に大きく貢献している。

この他、直接、自社では農業を行わないものの、複数の福祉施設（初年度の2014年度には就労継続支援B型事業所⁽¹¹⁾（以下、「B型事業所」という。）5施設が参加）に契約栽培で玉ねぎを生産してもらい、親会社の外食チェーンに提供することを特例子会社がコーディネートするという形で農業に関与し、結果的に地域の障害者の農業分野での働く場の拡大に貢献した事例も出てきている⁽¹²⁾。

3. 企業出資の障害者福祉施設の設立状況

前述のように、障害者自立支援法に基づき、2006年に企業出資の障害者福祉施設の第1号が認定されて以降、企業出資の障害者福祉施設の設立が増加している。2014年10月1日現在1,884施設あり、そのうちの63%（1,189施設）を就労継続支援A型事業所⁽¹³⁾（以下、A型事業所という。）が占めている。そうした中で、2010年以降、農業分野で障害者雇用に取り組む事業所も増加してきている。2016年12月までに農林水産政策研究所が実施した調査の中で把握された企業出資の障害者福祉施設は13施設（すべてA型事業所）となっているが、親会社の業種（民間企業10社に生活協同組合3）、経営内容、設立経緯（後述のタイプⅠ～Ⅳ）いずれも多様である（第1-1表）。そうした多様性が見られる中、後述するように、同様の設立経緯の事例間では共通点を見い出せることから、以下では設立経緯の特徴から対象事例を大きく4つに分類して比較分析を行う。

1つ目は、地方公共団体が企業を誘致する形で設立された施設（タイプⅠ）で、2012年の北海道における初事例を参考に三重県、長野県でも同様の手法が採られるなど、4事例にまで増加している。2つ目は、生活協同組合が障害者福祉施設を設立することで会員である消費者にCSR活動をPRするという取組（タイプⅡ）で、こちらも2010年の広島県における初事例から、大阪府、岡山県と3事例にまで増加している。3つ目は、企業グループがグループ内の農業法人に障害者福祉施設を併設するという取組（タイプⅢ）で、このタイプも3事例ある。4つ目は、障害者雇用に熱心な企業が自らの判断で障害者福祉施設を設立し営農を開始している取組（タイプⅣ）で、このタイプも3事例ある。

以下では、これらの4つの分類に基づき、実際に調査を行った10社について報告する。

第 1－1 表 企業出資の障害者福祉施設（障害者就労継続支援 A 型事業所）の立ち上げ、迎え入れ

タイプ	都道府県	事業所名	親会社、グループ企業	設立年	雇用障害者数	経営内容
I	北海道	(株)九神ファームめむろ	(株) クック・チャム	2012年	20	露地野菜作、野菜の1次加工
	三重県	(株) シグマサポート、シグマファームといういん	シグマグループ	2014年	11	野菜作（露地・施設）
	大阪府	(株) 舞洲フェルム	(株) エキスプレス	2014年	13	野菜の水耕栽培
	長野県	(株) フジすまいるファーム飯山	(株) フジ	2016年	20 (定員)	農産物の生産・加工・販売
II	広島県	(農)ハートランドひろしま	生活協同組合ひろしま	2010年	19	野菜作（施設・露地）
	大阪府	(株)いずみエコロジーファーム・ハートランド事業部	大阪いずみ市民生活協同組合	2012年	22	野菜作（施設・露地）
	岡山県	(株) コーブファームおかやま、(株)ハートコーブおかやま	生活協同組合おかやま	2013年	－	施設野菜作（トマト）
III	宮城県	(一社)ステージパス	舞台ファームグループ	2013年	22	農作業受託，農産物販売
	宮城県	(株) あすファーム松島、(株)アイエスエフネットライフ松島事務所	ISFネットグループ	2014年	20	野菜作（施設・露地），水田作，観光農園，農産物加工
	新潟県	(株)たくみファーム、(株)アイエスエフネットライフ新潟	ISFネットグループ	2015年	20 (予定)	野菜作（露地），農産物加工
IV	愛媛県	(株)クック・チャム my mama	(株) クック・チャム	2010年	20	総菜加工，野菜作（露地・施設）
	兵庫県	森の木ファーム(株)	(株) 森長組	2012年	34	菌床シイタケ栽培
	埼玉県	障害者就労継続支援A型事業所アスタネ	(株)ゼネラルパートナーズ	2015年	24	菌床シイタケ栽培

資料：長野県、新潟県の事例は各事業所のホームページより。大阪府の事例は『農と福祉の連携促進調査報告書』（一般財団法人大阪府みどり公社）より。他は農林水産政策研究所による聞き取り結果。

注 1) ゴシック太文字が継続支援 A 型事業所。

注 2) アイエスエフネットライフ松島事業所は、継続支援 A 型事業所のほか移行支援事業所（定員 10 人：雇用契約ではないが上記 20 人に計上）も併設。

4. 企業出資の障害者福祉施設の実態

(1) タイプ I

1) (株)九神ファームめむろ（北海道芽室町）

九神ファームめむろ（以下、「九神ファーム」という。）は、惣菜の製造・小売を行う（株）クック・チャム⁽¹⁴⁾（以下、「クック・チャム」という。）等 3 社が出資し、2012 年に設立された。翌年の 2013 年には A 型事業所として認定されている⁽¹⁵⁾。町内に知的障害者と精神障害者が 231 人（2011 年度）いるにもかかわらず、障害者が働く場が B 型事業所 1

カ所（33 人の障害者が利用者として福祉的就労）しかないことを憂いた北海道芽室町が、障害者雇用に熱心な（株）エフピコの特例子会社エフピコダックス(株)（以下、「エフピコダックス」という。）に相談し、エフピコダックスから紹介されたクック・チャム等が出資する形で九神ファームの設立が実現している。その際、芽室町では九神ファームの誘致推進会議を設立し、障害者就労に詳しいエフピコダックスにコーディネートをお願いするなどして必要な環境を整備している（第 1-2 図）。町が関わりを持つことで、地域の関係機関、農業や福祉の関係者等との連携が円滑に行われることとなった。

九神ファームの経営耕地面積は 3ha である。惣菜の原材料となるバレイショ、カボチャの生産から一次加工までを行い、複合化・多角化している。北海道での営農であるため、バレイショの生産は機械作業が中心であるものの、カボチャは障害者が手作業で収穫している（2014 年産の収穫量はバレイショ 65 t、カボチャ 14 t）。

九神ファームで利用者として就労する障害者は 20 人（2017 年 1 月末現在。設立当初は 9 人）であり、その内訳は知的障害者が 17 人、精神障害者が 3 人となっている（なお、2017 年 1 月末現在、一次加工部門のスタッフ 8 人のうち 4 人が障害者手帳を持っている（知的障害者 2 人、身体障害者 2 人））。全員が農業部門と一次加工部門とを兼任している。一次加工を行うことで北海道でも周年での作業が可能となっている。また、九神ファームでは、販売先である中食企業のニーズに応じた一次加工品を製造することで高付加価値化を実現している。なお、加工施設は、設立当初、レストランの空き店舗を借りていたが、国からの助成を得て、2015 年に新たな加工施設を建設している。設立当初は、バレイショの一次加工が主であったが、その後、加工施設の建設を受けて、加工する品目や加工方法をより多様化させている。

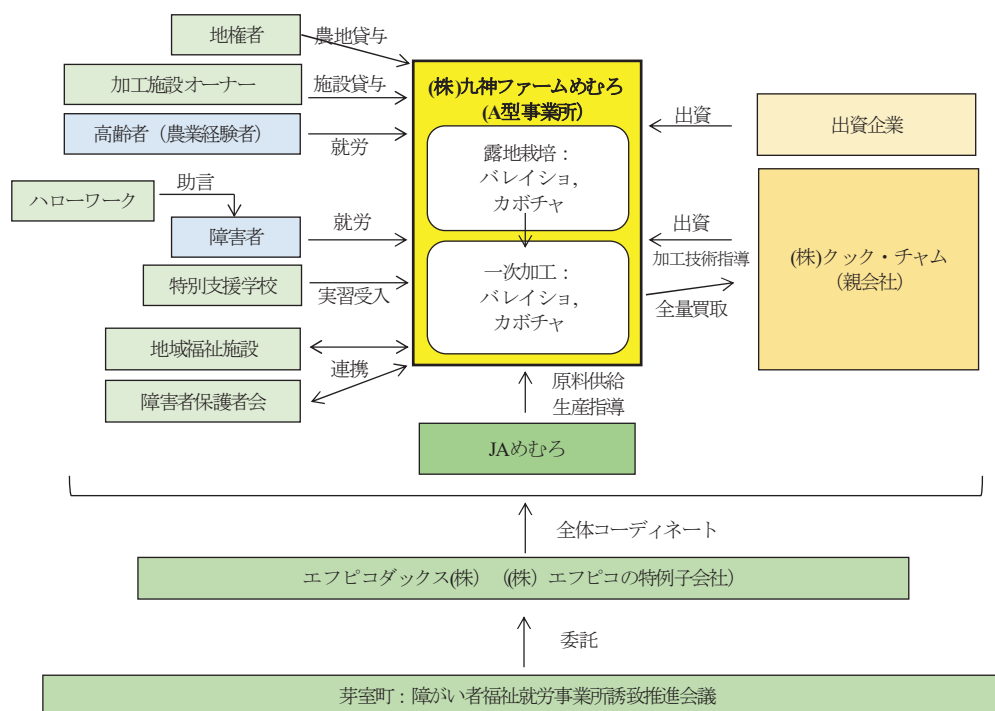
他方で、九神ファームの親会社であるクック・チャムは、自社の店舗で惣菜の製造・小売を行う中食企業である。他社との差別化を図るため、「できたて」、「手作り」、「日替わり」の惣菜提供にこだわり、毎日約 50～70 種類の惣菜を提供している。食材は自社のセントラルキッチンで一次加工され、品目ごとに小分けし、それを組み合わせてキット化している。各店舗にはメニューごとに食材が組み合わされたキットが配送され、それを使用して調理が行われる。

九神ファームでは、そのキットの一部となるバレイショ等の一次加工品を通年製造している。バレイショはカット後に小分けして真空パックされ、加熱後にチルド冷蔵し、クック・チャムに輸送・販売される。バレイショの一次加工は手作業で行われ、反復作業の習熟によって効率性を発揮しやすい知的障害者の特性を生かしている。また、手作業とすることで、機械には難しいカット方法が可能となったり、大きさの不揃いなバレイショでも利用が可能になるなど、柔軟な対応が可能となる⁽¹⁶⁾。このように一次加工も手掛けることで、原体での販売に比べ数倍の利益を生み出している。その結果、九神ファームでは、雇用契約を結ぶ就労継続支援 A 型事業として、最低賃金以上の支払い（2013 年度以降約 10 万円の月給）を実現している。

前述のように九神ファームでは、製造した一次加工品は親会社の全量買い取りであるた

め、売れ残りのリスクや販路開拓の必要性は生じていない。その反面、営農を開始して間もない頃には、自社農産物の生産技術の習得や不足する原料の調達が課題であった。そこで、九神ファームでは、農業の指導者としてリタイヤした地元の高齢農業者 3 人をサポーターとして雇用し、北海道での営農経験がなかったにもかかわらず、初年度から農業生産を軌道に乗せている。同時に一次加工品の原料であるバレイショが不足する場合は、JA めむろの協力を得、JA から購入している⁽¹⁷⁾。JA にとっては、バレイショの新たな販路形成につながるというメリットがある。九神ファームはこうした協力体制の下で、安定的に原料を確保し、親会社への通年供給を実現している。

また、一般就労できる障害者は卒業させていくという方針の下、2016 年 4 月には、農場で働いていた障害者を 1 人、芽室町役場に一般就労の形で送り出している（このほか、障害者手帳を持っている 2 人が、利用者からスタッフに転じている。残りの障害者手帳を持っているスタッフ 2 人は外部から雇用）。



第 1-2 図 株式会社九神ファームめむろにおける主体間関係

資料：聞き取り調査および各地方公共団体等の資料より農林水産政策研究所が作成。



(以上の写真は農林水産政策研究所撮影)



- ・ 上段左右：バレイショの収穫作業
- ・ 中段左：バレイショの加工作業
- ・ 中段右：1次加工処理され、小分けされたバレイショ
- ・ 下段：店頭でポテトサラダとして販売

(写真提供：(株) クック・チャム)

2) シグマファームとういん(三重県東員町)

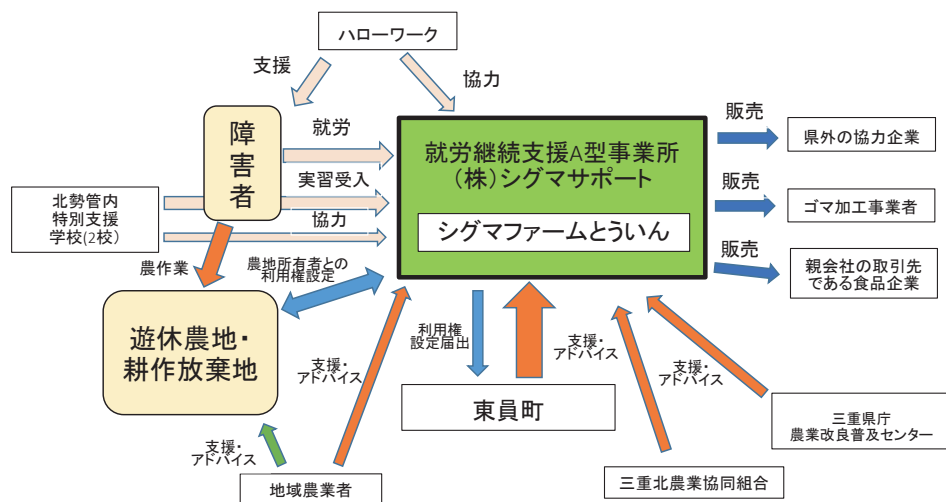
三重県東員町も、北海道芽室町と同様に、町内に2014年5月に設立されたB型事業所が1カ所あるものの、A型事業所が1カ所もなかったことから、その設立を目指していた。芽室町との違いは、東員町では、農家の高齢化の進展が深刻で、耕作放棄地が増加していることであり、エフピコダックス(株)や九神ファームの視察を経て、後継者不在の耕作放棄地を活用して、九神ファームと同様の手法により農業で障害者の働く場を確保するこ

とを目指すこととなった。その後、ダックス四国から人材派遣業のシグマグループを紹介してもらい、町が推進する農福連携事業に、シグマグループに主体的に取り組んでもらうこととなり、A型事業所シグマファームとういん（以下、「シグマファームとういん」という。）の運営を行う(株)シグマサポート（以下、「シグマサポート」という。）が、2014年11月に、シグマホールディングスの全額出資で設立されている。

シグマファームとういんでは、2015年に1.2haの畑を借地し、5人の障害者（身体障害者2人、精神障害者2人、知的障害者1人）を採用して農業生産を開始している。近隣の特別支援学校からの実習生も4人引き受けており、そのうちの1人を2016年4月から雇用している。2017年1月現在、働いている障害者は11人（知的障害者5人、精神障害者5人、身体障害者1人）に対して職員が3人の体制となっている。そして、職員や障害者に対する農業の技術指導については、地元の高齢農家4人をお願いしている。設立当初は、ゴマ、タマネギ、サツマイモの生産から始め、2017年1月現在、作付面積を3.3haにまで拡大し、サツマイモ、タマネギ、菜花、ニンジン、大根を中心に生産している。また、販路の確保については、クック・チャムに依頼し、タマネギ等はシグマグループの県内の取引先の食品企業に、ゴマは県の指導により県内のゴマ加工事業者に販売しており、無人販売で朝採れ野菜も販売している。

また、町内には遊休化した花き棟（ガラスハウス）、管理棟があり、これもシグマファームとういんが借り入れて水耕栽培を開始する予定となっている。

このようなシグマファームとういんの取組は、東員町の障害者雇用の拡大や耕作放棄地の減少に貢献している。さらに、シグマグループでは、農業で障害者を雇用するものの、この取組をビジネスとして捉えており、将来的にはシグマファームとういんをモデルとして全国展開することを視野に入れている。



第1-3図 シグマファームとういん、シグマサポートにおける主体関係

資料：シグマファームとういん作成資料を基に、農林水産政策研究所にて作成。



ガラスハウス（左）、圃場（右）の様子
（写真：シグマファームとういんホームページより）

（２）タイプⅡ

１）（株）ハートランドひろしま（広島県山県郡北広島町）

広島県内 8 市を事業エリアとし、17 支所、9 店舗を展開する生協ひろしま（設立 1971 年）では、農業で障害者の就労の場を作ることを目として（株）ハートランドひろしまを 2010 年に設立し、2011 年からフィールド養液栽培を開始している。生協ひろしまでは、障害者雇用に積極的に取り組むために、2007 年に生協ひろしまの販売する農産品の検品を行う特例子会社（株）ハートコープひろしま（障害者雇用 8 人）を立ち上げたが、そこでの障害者の働きぶりをみて、また、同特例子会社の設立で相談に乗ってもらったコンサルタントからの後押しもあって、A 型事業を立ち上げることとなった。その際、ちゅうど食の安全・安心面から国産志向が高まっていたこともあり、生協自らが農産物を作ることができないかと考え、農業を行う（株）ハートランドひろしまを設立することとなった。同社は、農業生産法人としても認定され、広島県からも農業外企業参入事業（施設整備 2 1 % 補助）を受けて、施設整備を行っている。26a のハウス内でフィールド養液栽培によるほうれん草、水菜を中心にした野菜の栽培を行っているほか、露地の畑 1.4ha（2011 年時点では 0.7ha）でサツマイモ、里芋、白ネギなどの野菜を栽培し、ハウス内土耕 17.5a ではミニトマトや大根・カブなどを栽培している。（株）ハートランドひろしまでは、現在、19 人の障害者（うち 18 人が知的障害者、1 人が精神障害者）が働いている。このうち地元北広島町在住は 4 人にとどまり、14 人が広島市から JR で通ってきており、最寄り駅から農場までは自社の送迎バスで送迎を行っているのが特徴的である。都市からの遠隔地のため地元で障害者の確保が難しくても、公共交通機関が確保されていれば、福祉事業所を開設できる好例となっている。なお、賃金は最低賃金を守っており、月平均約 10 万円を確保している。

また、産直活動を通じて JA グループとのつながりができたことから、1988 年に JA グループと「協同組合提携強化に関する協定書」を締結したのを受けて、JA グループからは、A コープ跡地の提供を受けて事務所を建てたり、JA 職員から営農指導を受けるなどの協力を得ている。また、地元の農事組合法人「せんごくの里」や安芸高田市の「クリーンカルチャー」で職員が農業研修を受けるなど、地元の農業者からの協力も得ることができ

ている。

販路については、生協ひろしまの宅配向けチラシへの掲載による無店舗販売が中心であり、数量を限定した販売となっている。販売目標に見込みが達しなかった場合には宅配職員による直売となり、規格外の野菜についても加工事業者等への販路ルートを開拓しており、販路はしっかり確保されているといえる。

こうした営農技術の向上や規模拡大、販路の確保もあり、2015年には、1980万円の販売額を計上し、設立6年目で黒字に転じている。

現在は、全国各地の生活協同組合が見学に来ており、今後、同様の取組が、他地域の生活協同組合によって行われることが期待される状況となっている。



- ・左：施設、圃場の様子
 - ・右上段：宅配向けチラシでの紹介
 - ・右下段：送迎車輛
- (写真：農林水産政策研究所撮影)

2) (株) いずみエコロジーファーム (大阪府和泉市)

大阪府南部の18市6町1村を事業エリアとする大阪いずみ市民生活協同組合(設立1974年:以下「いずみ生協」という。)では、農業を行う(株)いずみエコロジーファームを2010年に設立し、その2年後の2012年に、同ファーム内に、障害者を雇用するためのA型事業所「ハートランド事業部」(定員20人)を設立している。

いずみ生協では、(株)いずみエコロジーファームの設立前から、働きにくさを持つ人の就労拡大に取り組んできており、2010年にはリサイクル事業を行う特例子会社(株)ハートコープいずみを立ち上げている。2014年11月現在で、いずみ生協グループ内の障害者雇用は、全体で93人、そのうち特例子会社とA型事業所であるハートランド事業部で59人の障害者が雇用されている。

(株)いずみエコロジーファームは、農業生産法人であり、かつ認定農業者にもなっている。従業員は全員で27人、そのうち22人が障害者である(内訳:知的障害者20人、精神障害者1人、身体障害者1人)。障害者の業務としては農業生産と農産物の加工調整作業があり、現時点では、加工所が主たる事業所、圃場が従たる事業所として位置付けられている。経営面積は5.2haで、2カ所に分かれている。和泉市内には3.9haの圃場に19棟のハウスが建てられており(うち7棟でベビーリーフのフィールド養液栽培、8棟でトマト、小松菜の栽培、残り4棟は新設)、ハウスが建てられていない畑地では、キュウリ、ゴーヤ、ほうれん草等多数の野菜が作られている(残りの1.3haは河南町にあり大根等を露地で栽培)。フィールド養液栽培のベビーリーフは無農薬で7~8種類を生産しており、主に生協の宅配で販売している(1袋25gで一日1,000袋程度)。

なお、同事業所では、障害者はエンジンの付いている農業機械で行う作業以外はすべて行う。誰がどういう作業をするかは、作業をしながら判断する。

また、いずみ生協が求めている品質を満たす農産物については、同生協が買い取る形で販路が確保されているが、品質を満たせず納品できない農産物も結構あるため、それらは直売所等で販売されており、品質向上に対して生産技術が十分でないことが課題として挙げられている。このため、A型事業部門と障害者福祉および農業の共通部門も含めた農場全体では、純利益で黒字を実現しているものの、その2部門を除いた農業部門だけでも黒字化することを目指している。

いずみ生協では、A型事業所での障害者の就労を一時的なものとして位置付けており、最終的には一般企業への就労(いずみ生協グループや協力会社への就労)をいずみ生協も社員も目指している。

いずみ生協におけるA型事業所と特例子会社の位置付けを整理したのが、第1-2表である。前述の生活協同組合ひろしまや後述の生活協同組合おかやまでもA型事業所で農業を行っており、生協グループにおいてA型事業所と特例子会社がどのように位置付けられているかをうかがうことができる。

第1-2表 「ハートランド事業部」と「ハートコープいずみ」の違いについて

事業所名	ハートランド事業部	ハートコープいずみ
事業所名の位置付け	(株) いずみエコロジーファームの事業所名	会社名
グループ内での事業所の位置付け、目的	障害者福祉事業所（作業所）。社会福祉目的。障害者自立支援法に基づく「報酬」あり。	一般事業会社。営利目的。障害者雇用促進法に基づく「特例」あり。
障害者の就労の位置付け	一般事業会社への就労が困難な障害者を採用し、一般事業者への就労を支援する。早く転職できることを会社も社員も望んでいる。	会社の業務に就労できる人材を採用し、定年まで長く勤めてもらうことを会社も社員も望んでいる。
健常者と障害者の関係	健常者は障害者の能力開発を行うのが役割であり、健常者と障害者は働く目的が異なり区別されている。	健常者と障害者が差別なく一緒に働く「ノーマライゼーション」の実践を目指している。

資料：大阪いずみ市民生活協同組合作成資料より抜粋。



ベビーリーフ栽培の様子およびパッケージされた商品

(写真：農林水産政策研究所撮影)

3) (株) コープファームおかやま（岡山県瀬戸内市）

岡山県6市で11店舗を展開する生活協同組合おかやまコープ（設立1956年）では、食品部門で産直ブランドの「おかやま育ち」を展開しており、全売上高の10%強を占める人気ブランドに成長させることに成功した。しかし、同ブランドは、肉、牛乳、果物等では

他を圧倒するシェアで1位となっているが、唯一、野菜では弱かった。そこで、野菜の中でも一番家計支出が大きいにもかかわらず自県産の割合が低かったトマトを自社農場で生産することとなった。農業を始めるにあたっては、障害者も雇用したいということで、生協ひろしまを参考に、(株)コープファームおかやまを2013年に設立した。その際、岡山県庁からの指導もあり、農業法人であり、認定農業者でもある(株)コープファームおかやまと併設する形で、A型事業所の(株)ハートコープおかやまをほぼ同時に設立している。障害者22人(精神障害者6割、知的障害者が2〜3割、身体障害者(聴覚障害者等)が1割強)が(株)ハートコープおかやまに所属しており、(株)コープファームおかやまから作業を受託して作業料金を受け取る形を取っている。両社を含めて健常の職員はパートも含めて18人であり、経営面積1.5haに対して、ハウスは2棟で7,400㎡を占めている。

用地については、同社が立地する瀬戸内市長浜地区に、産直ブランドで付き合いのある農家が立地していることが決め手となった。用地の確保と施設整備に当たっては、耕作放棄地を活用することとし、農林水産省の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国)(再生作業・施設等補完整備)を利用している(同事業による再生面積は1.22ha)。

ハウスでは、ポットによる溶液栽培によってトマトを周年で生産しており、その生産量は2015年には100t/年を達成し、2016年には170t/年を目標にして取り組んでおり、最終的には200t/年を常時超えることを目指している。

なお、ポットによる溶液栽培については、岐阜県農業技術センターで開発された技術を採用しており、その後の栽培面での技術指導は、岡山県の農業試験場のOBのコンサルタントに週1回のペースで指導を受けている。

生産されたトマトについては、自社農場で作ったことをPRするために「おかやま育ち」ブランドの中にさらに作られた「コープはれとまと」のブランド名で、県内のおかやまコープの各店舗で販売されているほか、カタログによる宅配注文にも応じている。また、おかやまコープでの販売分より余裕を持って作っているため、販売分を超えたトマトについては市場出荷をしているが、市場では販売価格が安いとため、現在、直接販売できる販売先を検討している。

こうした取組により、2015年のトマトの販売額は4千万円台(生産量100t)を達成しており、既に、障害者の最低賃金以上の賃金を実現しているほか、生産量が軌道に乗り、安定して170tを超えるようになれば黒字が見込める状況となっている。



- ・上段：ハウスの外観
- ・中段左：事務所施設
- ・中段右、下段：ポットによる
トマトの溶液栽培

(写真：コープファームおかやま Face Book ページより)

(3) タイプⅢ

1) (一社) ステージパス (舞台ファームグループ, 宮城県多賀城市)

2003年に有限会社として設立された舞台ファームは、2004年に株式会社化され、その後、野菜生産と米生産の規模を拡大しつつ、農産物加工（カット野菜、精米）にも着手するなど経営を多角化させてきている。また、2011年の東日本大震災では、県内5カ所の水田・畑地約40haのうち約7割が津波による大きな被害を受け、一時は4億円の負債を負った。しかし、野菜のカット工場等の中心施設は被害を免れたこともあり、その後順調に償還を終えて、2017年1月現在、年商が22億円に達する経営規模となっている。その経営拡大の一環として、2013年には、グループ企業として2万7千㎡のハウスで野菜やイチゴの水耕栽培を行う(株)みちさきを設立した。また、翌2014年には、障害者の雇用と一般就労に向けた支援を行う一般社団法人ステージパスがグループ企業として参入した。

(一社) ステージパスは、グループ企業の支援によりA型事業所として2013年に認可され、現在は23人の障害者（知的障害者18人、精神障害者5人）が所属している。

(一社) ステージパスとしては、「暮らしに最低限必要な環境づくり、衣食住をテーマに、それぞれに関わる仕事をする」というコンセプトで事業を組んでいる。具体的には、障害者が行う業務として、古着のネット販売・店舗販売に加えて、グループ内企業の(株)舞台ファームと(株)みちさきから作業を請負い、野菜の加工補助、水耕栽培の補助作業を行っている。(株)舞台ファームでは、野菜の補充、納品ケースの洗浄、ラベル剥がし、残渣の処理等に4人が従事しており、(株)みちさきでは、定植作業、パネル洗浄作業、葉がき作業、商品パッケージの組み立て等に7人が従事している（23人中11人が農業関連の作業に従事）（第1-4図）。

舞台ファーム・グループでは、障害者の所属する一般社団法人と農業生産法人とが組むことにより、既存の農業用施設を上手く活用することで、大きな投資を行わなくても、障害者が働く場所を確保できることが、今回の企業グループ内での連携の最大のメリットだと評価している。

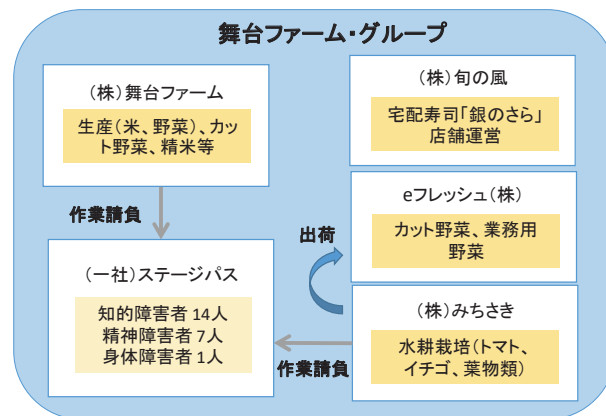
また、(株)舞台ファームや(株)みちさきでの障害者の労働に対しては、一部で労働対価制を採っており、労働の対価として、それぞれの生産物を受け取り、それらを自分達で施設内のマルシェや地域の飲食店やホテル、イベント会場等で販売している。このように、自分達で農産物の販売まで行うことにより、障害者が自立、成長する一助となる達成感、充実感を得ることができている。

また、現金で企業から報酬を得ることより、本来であれば規格外となるような市場価格の低い農産物を労働対価で引き取り、新たな地域流通の仕組みを創ることにより、相互に収益を拡大できるというメリットも生まれている。

今後についても、障害者の受け入れ先の(株)舞台ファームと(株)みちさきが、共に事業を拡大しているので、(一社)ステージパスの受注も拡大すると見込んでいる。さらに、事業拡大分だけでなく、既に障害者を受け入れている作業における作業人数の増加や障害者が行う作業の種類を増やすことで、障害者の受け入れ人数を一層拡大させたいとしている。

る。

こうした状況を受けて、(一社)ステージパスでは、今後も障害者雇用の定員を引き続き拡大していく予定である。加えて、舞台ファームグループ全体としては、障害者のスキルアップを図り、グループ内での障害者の直接雇用や農業生産法人への就職を拡大させるために、農業部門に特化した障害者向けのカレッジの開設も検討している（既に 2017 年 1 月末現在、利用者だった 1 人を一般就職させ、1 人を同社の支援員として採用している）。



第 1-4 図 舞台ファーム・グループにおける法人間の関係図

資料：舞台ファームグループ提供資料に基づき農林水産政策研究所にて作成。



上段：請負先での作業の様子

下段左：生産・加工された商品

下段右：マルシェでの販売の様子

(写真：(一社)ステージパス提供)

2) (株) あすファーム松島（宮城県松島町）

農業分野で障害者の働く場を確保して、そこで障害者の一般就労に向けた就労支援を行いたい企業（株）ISF ネットと東日本大震災の被害を受けた地域農業を再興させたい JA せんだいとが連携し、地域の農家 22 戸と（株）ISF ネットが出資する形で農業生産法人（株）あすファーム松島が 2014 年 1 月に設立されている。また、同時に（株）アイエスエフネットライフ（A 型事業，就労移行支援事業⁽¹⁸⁾：各定員 10 人）も立ち上げられ、そこに所属する障害者が、（株）あすファーム松島に通って農作業を行う仕組みを構築している（障害者 20 人のうち 7 人が農業を仕事の中心にした農業班に所属）。このような仕組みとしたのは、「1 戸の農家に障害者を受け入れてもらう形で農業分野での障害者就労を実現しても、地域から浮いてしまうのではないか」との危惧から、地域の農家全員に出資してもらった農業生産法人で障害者に働いてもらうことで、「地域全体で障害者を受け入れた」という形を作ることに成功している。

（株）あすファーム松島では、2015 年 9 月現在、従業員 10 人（正社員 5 人）で、現在 3.5ha の経営面積（水田 1.1ha，畑地 2.0ha，ブルーベリーの観光農園 0.4ha）を使って、米のほか、40 種類以上の野菜を露地と施設で栽培している。また、農産加工品の製造企業とも提携して、農産加工品への原料供給と加工品の販売にも取り組んでいる。こうした多様な農作業，農業関連作業を作り出し、それらの作業が、（株）あすファーム松島から、福祉施設である（株）アイエスエフネットライフに委託され、通常は施設の職員 2 人（地域の農業者を職員として雇用）と農業班の障害者 7 人が組んで施設外就労の形でそれらを実施している（収穫で忙しい時などは、20 人全員が農作業にでることもある）（第 1－5 図を参照）。（株）アイエスエフネットライフに所属している障害者は、（株）あすファーム松島で働くだけでなく、地域からの要請があれば、訓練の位置付けで農家の手伝いにも出向いている。

A 型事業所に所属している障害者は時給 730 円で勤務し、10 万円／月の給与が支給されており、移行支援事業に属する障害者には工賃として毎日 1,000 円が支給されている。どちらに所属している障害者にも最終的には企業就労をしてもらう就労訓練という位置付けで仕事をしてもらっている。このような形で就労訓練として農作業を行った結果、2014 年度～2015 年度にかけて 6 人の障害者が一般企業への就労を実現している。

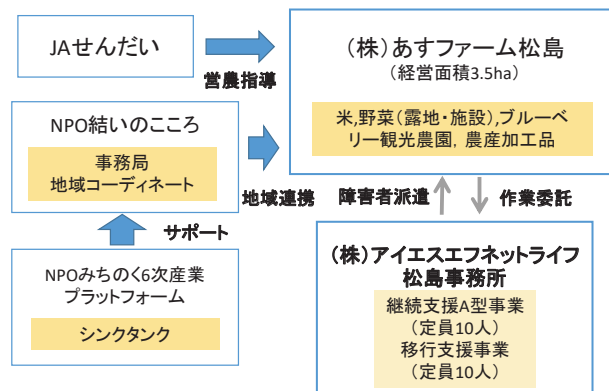
なお、同様の手法により、新潟県新潟市で、（株）アイエスエフネットライフ新潟が設立した（株）たくみファームが 2015 年より営農を開始している。





事務所、栽培施設および収穫された野菜

(写真：農林水産政策研究所撮影)



第1-5図 あすファーム松島を中心にした連携の関係図

資料：あすファーム松島提供の資料に基づき農林水産政策研究所にて作成。

(4) タイプⅣ

1) (株) クック・チャム my mama (愛媛県新居浜市)

前出の(株)九神ファームめむろの親会社でもあるクック・チャムは、前述のとおり 2017 年 1 月末現在 74 店舗を展開する惣菜屋チェーンであるが、障害者の雇用を拡大するため、本社でも障害者を積極的に雇用するほか(2017 年 1 月現在従業員 164 人のうち障害者は 4 人(全員知的障害者))、福祉事業所の立ち上げにも積極的であり、(株)九神ファームめむろを設立する 2 年前の 2010 年には、本社工場に併設する形で、A 型事業所(株)クック・チャム my mama を開設し、親会社の販売する総菜の加工、製造作業(成型作業、パン粉付け、野菜下処理等)を行っている(第 1-4 表)。同社では、従業員 24 人のうち 20 人が障害者で、そのうち 19 人が知的障害者である(残り 1 人は精神障害者、2017 年 1 月現在)。

その後、(株)クック・チャム my mama では、業務の多角化の一環として、親会社の総菜の原料となる野菜の生産も行うことを決定し、本社近くに農地を 30a 借り受け、2012 年からは減農薬栽培を開始している。農業担当の職員 1 人の指導の下で、多くの障害者が交代で作業補助に入る体制を取っている。

ハウスでは、設備投資の負担が比較的少ない軽石溶液栽培で小松菜を栽培し、2016 年度は 7t の生産量を確保している。同栽培は、先行事例である前述の(農)ハートランドひろ

しまでの取組を参考に導入を決定している。

第1-4表 クック・チャムの就労継続支援A型事業所の概要

名称	(株)クック・チャムmy mama	(株)九神ファームめむろ
設立	2010年8月	2012年12月
事業所の所在地等	愛媛県新居浜市 (親会社に同じ)	北海道芽室町 (事務所・農場)
資本金	100万円	1,000万円
事業内容	惣菜の加工, 製造作業, 農業(ハウス, 露地)	農業(露地野菜) 農産物1次加工
人員	24	28+サポーター3
障害者	20	20
身体	0	0
知的	19	17
精神	1	3

資料：実態調査による（クック・チャム my mama, 九神ファームめむろ共に、）2017年1月現在。



左：小松菜の軽石溶液栽培 右上段：タマネギ栽培圃場 右下段：加工作業の様子
(写真：農林水産政策研究所撮影)

2) 森の木ファーム（株）（兵庫県南あわじ市）

兵庫県南あわじ市で土木事業を行っている株式会社「森長組」が、業務の多角化のために建設した菌床シイタケ栽培施設を使い、障害者支援を行うための事業所として、2011年11月に「森の木ファーム」（株）が設立されている。翌2012年1月にA型事業所として認定され、障害者によるシイタケ栽培を本格的に開始している（第1-5表）。

障害者福祉分野から菌床シイタケ栽培に進出した先行事例をキノコの栽培システムの設計・販売企業から紹介してもらい、見学・相談を行った結果、障害者が行う事業として成立すると判断し、本社で菌床シイタケ栽培の実施を決定している。

施設は、30棚ある発生室10棟と梱包・出荷室、事務所から構成されており、収穫目標を月16t（一日515kg）に設定している。

障害者は、2015年6月末時点で34人（知的障害者17人、精神障害者13人、身体障害者4人）が働いており、菌床の設置、芽の間引き、収穫、選別、袋詰め等を手作業で実施している。また、菌床は、キノコの菌床を販売している専門企業から購入しており、完全無農薬栽培なので、病気とカビに対する注意が重要となっている。

販売先は、大阪の市場が6～7割、残りが直販と地元のバイヤー1社である。

施設は365日稼働しているので、4週8休でシフト制を採用し、6時間勤務を基本として、時給776円を支給している。

淡路島には、A型事業所が同社を含めて3事業所あるが、一般就労先が少なく、障害者のステップアップ先の確保が課題になっている。このため、同社では、多機能型事業所「クラシカラ」を立ち上げ、就労移行支援事業を実施。障害者の職場開拓にも取り組んでいる。

第1-5表 森の木ファームの概要

名称	森の木ファーム株式会社
就労継続支援A型事業所認定	2012年1月
事業所の所在地等	兵庫県南あわじ市
親会社	森長組 (土木事業)
資本金	300万円
事業内容	菌床シイタケの 栽培・販売
時給、勤務時間	776円/時、6時間/日を基本
登録障害者数	34人(2015年6月末時点) (4週8休のシフト制により20人/日)
うち 知的障害者 精神障害者 身体障害者	17人 13人 4人

資料：数値は2015年6月末現在の調査結果による。



菌床シイタケの栽培施設および調整作業の様子 （写真：農林水産政策研究所撮影）

3) アスタネ（埼玉県さいたま市）

障害者の就職・転職サービスを事業の中心としている(株)ゼネラルパートナーズは設立14年目（2003年設立）を迎えて、社員も100人を超えており、年間700～800人の障害者の就職実績を上げている。しかしながら、公的な就労支援サービスではなく、有料での民間事業としてのサービスであることから、対象が軽度の障害者に限られてきた。そこでサービスの対象を広げるために、まず障害種別に就労移行支援事業を行う事業所を2012年から相次いで設立してきた。しかし、就労移行支援を受けても、必ずしも一般企業に就労できない障害者もいることから、そうした障害者の就労先となり得る事業所を設立する必要性から、2015年にA型事業所であるアスタネを立ち上げている。

アスタネでは、障害者が菌床シイタケの栽培とパック詰めを実施している。今後は段階的に生産管理や取引先とのやり取り、現場マネジメントまで業務範囲を広げ、農業事業すべてを障害者が担うことを視野にしている。シイタケの販売価格が安定していることから、菌床シイタケ栽培なら雇用契約に基づくA型事業を実施できるとの判断から決定されている。

アスタネは、出荷所を併設した管理棟と栽培棟3棟からなる。栽培棟の広さは、3棟で595㎡（施設の総工費は9千万円）。生産量は、まだ1年目ということで不安定であるが、

1日 50kg から 120kg を達成しており、安定して 1 日 140kg の収穫量を目標にしている。

働いている障害者は現在 24 人（24 人全員が精神障害者で、鬱が 12 人、統合失調症が 7 人、その他が 5 人）で、生産量を安定すれば、栽培用地拡大も視野に入れ増員していく予定となっている。これに対して健常の職員は 5 人であり、そのうちの 3 人が作業指導や生活相談を担当する生活支援員となっている。

販売先は近隣のデパートと食品スーパーがメインとなっている。野菜の流通が専門のコンサルを入れて販路を開拓した。ロゴやシールのデザインなどにも力を入れ、「アスタネキッチン」というブランド名で販売しており、「アスタネキッチンは障がい者雇用問題の解決に取り組んでいます。」という文章もラベルに印刷している。

まだ、事業を開始して間もないが、いずれシイタケの生産が安定して菌床シイタケの栽培を黒字化できれば、自社で他の地域で展開することや、他の福祉事業所や障害者雇用を行う企業にノウハウを伝えてシイタケ生産を行ってもらい、精神障害者の雇用を拡大していくことも視野に入れている。

一方、地域内では、アスタネの販路を活かし、地域に立地する他の障害者福祉施設の農産物も共同出荷することが検討されている。そのためにも、ブランド力を一層高める必要があると認識されていた。

また、2016 年 10 月より、働いている障害者の一般就労移行を目的とした「リワークプログラム」が開始されており、作業終了後に能力開発研修を実施するなど一般就労への移行に力が入れている。



左：事務所施設 右：菌床シイタケ栽培施設
(写真：農林水産政策研究所撮影)



パック詰めされ、店頭に並んだシイタケ

(写真：農林水産政策研究所撮影)

5. 企業出資の障害者福祉施設が農業分野に進出する場合の優位性と課題

第1—6図をみると、農業分野に進出している特例子会社では、農業が主たる経営部門となっている会社がそもそも少ない。加えて、農業が主たる経営部門になっている会社でも、水耕栽培等集約的な施設野菜作が多く、露地野菜作が中心の会社は32社中2社しかない。これに対して、企業出資の障害者福祉施設は、農業が主たる部門になっている施設がほとんどであり、かつ露地野菜作を中心にした施設が4割弱あり、施設野菜作が中心であるが露地野菜作も行っている施設も加えれば8施設と全体の6割弱を占めている。単位面積当たりの収益性が露地野菜作より施設野菜作の方が高いことを踏まえれば、障害者福祉に対する国の支援を受けられない特例子会社では露地野菜作を経営の中心に据えるのは難しいものの、企業出資の障害者福祉施設では、障害者福祉に対する国の支援が受けられることから⁽¹⁹⁾、露地野菜作が収益の見込める経営部門として位置付けられていると考えられる。

特に、タイプⅠに属する施設では、地方公共団体やJA等地域内での支援を受けやすく、農地の斡旋も期待できることから、その傾向が強くなっている。

他方で、障害者福祉施設での雇用となるため、障害者を雇用しても、原則、企業グループ全体の障害者雇用率の引き上げには結びつかない⁽²⁰⁾。

また、今回分析を行った10事例ともに、吉田ら(2014)で紹介されている特例子会社同様に、販路を独自に開拓・確保していた。この点は、企業による取組の強みであり、職員に販売経験やノウハウがないため、農産物の生産量に見合った販路の確保で苦労している事例の多い社会福祉法人等⁽²¹⁾とは異なっている。特に、タイプⅡの施設では、会員である消費者にカタログ販売ができるという強力な販路を持っており、また会員に対して障害者による野菜生産をPRできるという優位性がみられた。他のタイプでも親会社が食品販売を

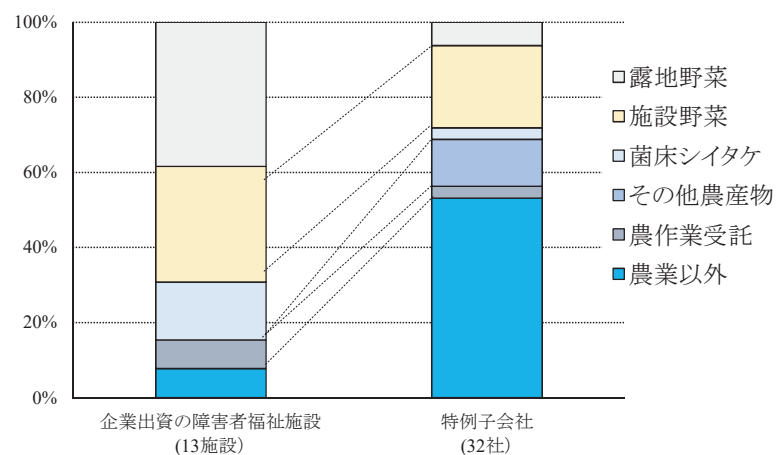
行っている企業の事業所が3カ所あり、それらは親会社を販売先としていた。こうした点は特例子会社では見られなかった特徴である。

そして、吉田ら(2014)によれば、特例子会社では、法定雇用率との関係で、障害者の従事人数に見合った生産体制の構築に苦しむ会社が多く、逆に、

社会福祉法人等では、徐々に他部門から農業部門へと障害者をシフトすることで農業部門を拡大している施設が多いことから、一度に大きな面積やたくさんの作業を引き受けることが困難な施設が多いことが明らかになっている。しかしながら、タイプⅢの施設のように、既に大規模な経営を行っている農業法人に障害者福祉施設を併設するという取組では、障害者の人数に合わせた仕事を農業関連分野で作り出すことが比較的容易なことが明らかになった。他方で、特例子会社と同様に、親会社から役員、従業員が派遣されてくことも多く、これら管理職員の派遣当初や人事異動時に、障害者への理解、対応の面で困難を抱えるケースも考えられる⁽²²⁾。

さらに、分析対象として取り上げた10事例の多くが、農業分野を最終的な就労の場としてではなく、一般就労に向けた訓練の場として位置付けていた。この点は、障害者の最終的な就労の場として親企業から位置付けられている特例子会社とは大きく異なる点である。また、社会福祉法人が運営している障害者福祉施設でも、障害者の一般就労を目指すこととされているが、就労継続支援事業所では、就労の継続が前提とされているため、そうした意識が必ずしも高いとはいえない⁽²³⁾。しかしながら、企業出資の障害者福祉施設では、企業が持っているビジネス上のネットワークやノウハウが、障害者の企業就労に結びついて大きな成果を上げるケースもあると考えられる。特に、タイプⅣに属する施設は、いずれも障害者の就労に高い関心を持っている企業であるが、中でも今回分析した事例のうち2事例では、障害者の一般就労を促進するために多機能型支援事業も実施していた。他方で、収益を優先させるという企業論理が優先されてしまうと、障害者の勤務時間の縮小、障害者の無理な就労先への斡旋等に結びつくおそれもあることに留意が必要である。

以上のような違いを踏まえて、吉田ら(2014)で紹介されている社会福祉法人と特例子会社の比較表(第7表)を基に、農業を本格的に行う社会福祉法人等、企業出資の障害者福祉施設、特例子会社の特徴を比較したのが第1-6表である。



第1-6図 農業分野に進出している企業出資の障害者福祉施設と特例子会社の主たる経営部門の違い

資料：農林水産政策研究所の調査結果から筆者が集計。

第1-6表 農業を本格的に行う社会福祉法人等、企業出資の障害者福祉施設、特例子会社の比較表

	社会福祉法人等	企業出資の障害者福祉施設	特例子会社
マンパワー	健常職員の配置、障害者の障害の重さ	健常職員の給与は訓練等給付費で賄われるため、手厚い職員の配置を実現。健常職員のサポートを得て障害の重い人も農作業が可能。	健常職員の給与は訓練等給付費で賄われるため、手厚い職員の配置を実現。ただし障害者は生産性の高い障害の軽い人を中心に雇用。
	障害者の施設内の位置付け	就労移行支援事業所は一般就労に向けた障害者の訓練の場であり、就労継続支援事業所は障害者の最終的な就労先。	就労継続支援事業所であっても、一般就労に向けた障害者の訓練の場として位置付け（原則、障害者雇用実績にカウントされない）。
農地	農地の借り受け	徐々に立地する地域内のリタイア農家からの農地を預かり、しっかり管理することで信頼を得て、農地の集積が拡大する傾向。	地方公共団体から誘致されたタイプⅠ、グループ内に農業法人があるタイプⅢは、必要な農地、農受託作業の確保が容易。
資金	初期投資・運転資金	農業関連事業を開始するための大きな投資を行う場合には、農業系の補助金、寄付金への依存度が高い。	同右（ただし、比較対象とした特例子会社の親会社は大企業が多かったが、親会社は中堅企業が多い）。
経営力	障害者の従事人数にあった事業規模	預かる農地、頼まれる作業の増加に合わせて農業分野に従事可能な障害者を配置していくので、障害者の人数に合った事業規模を実現。	法定雇用率の制約がなく、タイプⅠでは雇用人数を徐々に拡大。タイプⅢでは農業法人が併設されており、障害者の人数に応じた農作業の確保が比較的容易。
	経営展開の多様性	露地野菜作、水田作が多く、それらの規模拡大を進めつつ加工部門の導入・強化等多角化していく事例が多い。	露地野菜作部門を持つ施設が6割強（露地野菜中心は4割弱）。タイプⅠ、タイプⅢ共に、農産物加工にも積極的。
	生産した農産物の販路の確保や拡大	多くの施設が生産された農産物の販路の確保で苦労。職員に販売経験やノウハウがないため、未だに課題となっている施設も多い。	4事例ともに農産物の販路を独自に開拓・確保。特に、タイプⅡでは、会員である消費者へのカタログ販売という強力な販路を確保。

注：吉田ら（2014）の第7表を基に、同表から3者の違いが顕著な項目を中心に抜粋し、本報告での事例の分析結果を加えた。

6. 小括

企業出資の障害者福祉施設は、地域社会への貢献や CSR 活動の一環として農業に取り組み出しており、今後、農業経営を発展できれば、農村地域の経済社会の維持・再生に大きく貢献することが期待される。そして、今回の分析からは、いずれのタイプにおいても農業分野への参入手法が確立されつつあることがうかがわれた。既に類似の取組事例が続いて設立されていることから、これからも全タイプで取組事例が増加することが見込まれる。今後こうした動きを一層促進するためには、確立されつつある取組手法の普及・定着面での支援が重要になってくると考えられる。

また、地域農業の担い手としては、タイプⅢの施設が、地域の農業法人と連携することで既に地域農業の維持・発展に貢献しており、地域農業の担い手として大きな可能性を持っていることが明らかになった。ただし、これまでになかった新たなタイプの連携でもあるので、今後は、地域農業の状況に応じた効果的な連携のあり方を解明していくことが重要である。

最後に、地域内の農業関係者とも密接な関係を構築しつつあるタイプⅠの施設も、将来的には、地域農業の担い手としての大きな可能性を秘めていると考えられる。こうした取組では、地方自治体と JA によるバックアップ体制をどのようにして構築していくかが大きな課題であり、特に、地方自治体における農業部局と福祉部局の連携が重要になってくると考えられる。

（吉田 行郷）

注

- (1) 生活保護や児童福祉，老人福祉，障害者福祉等の社会福祉事業を行うことを目的として，社会福祉法に基づいて設立された法人。本報告では，障害者総合支援法並びに旧法に基づいて，障害者の就労支援等を行っている社会福祉法人を指す。
- (2) 指定された特定分野において，ボランティア活動や市民が行う自由な社会貢献活動を行う団体に付与される法人格。特定非営利法人活動促進法に基づいて設立される法人。本報告では，障害者福祉に関する社会福祉事業を行う特定非営利活動法人を指す。
- (3) 日本セルフセクターが 2014 年に実施したアンケート調査によれば，社会福祉法人等が運営する障害者福祉施設の 33.5%が農業活動を実施している。
- (4) 特例子会社とは，企業が障害者の雇用を促進する目的で作る「子会社」のことで，1987 年に法制化された「特例子会社制度」で規定されている。「障害者の雇用の促進等に関する法律」により，事業主は，雇用する労働者の 2.0%以上の障害者を雇用するよう義務付けられているが，同制度が法制化された以降は，事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し，一定の要件を満たす場合には，特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして雇用率を算定することができることとなった。
- (5) 2006 年の障害者自立支援法の改正を受けて，営利企業が福祉事業所を設立することが認められた。
- (6) corporate social responsibility の略称で，「企業の社会的責任」の意味。経済産業省（2004 年）「『企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会』中間報告書」では，「最も基礎的な取組である法令遵守はもとより，環境保全，消費者保護，公正な労働基準，人権，人材育成，安全衛生，地域社会貢献など幅広い要素から構成」されられている。
- (7) 農林水産政策研究所が，「特例子会社一覧」（2015 年 6 月 1 日現在）に掲載されている 422 社について，インターネット検索により調査した数値。事業内容が不明だった 20 数社については含めていない。
- (8) 2018 年 4 月より精神障害者の雇用が義務付けられることから，法定雇用率も引き上げられることが見込まれている。
- (9) 2014 年 11 月に，ハートランド（株）に対して再調査を行った結果である。
- (10) 2015 年 10 月および 2016 年 2 月に，（株）ひなりに対して再調査を行った結果である。
- (11) 障害者総合支援法に定められた就労支援事業所の一つで，雇用契約に基づく就労が困難な障害者に対して就労の機会の提供等を行う事業所。作業対価を工賃として取得するが，平成 26 年度の平均工賃は 14,838 円/月にとどまっており，その引き上げが課題になっている。
- (12) 武田（2015）を参照。
- (13) 障害者総合支援法に定められた就労支援事業所の一つで，一般企業で働くのは難しいが雇用契約を結んで，最低賃金以上の賃金を障害者がもらって働く事業所。平成 26 年度の平均工賃は 66,412 円/月となっている。
- (14) クック・チャムの本社は愛媛県新居浜市。2017 年 1 月末現在で 74 店舗を展開している（このほか外食事業として「ばあばのお昼ごはん」を展開しており，こちらは 2017 年 1 月末現在 2 店舗）。
- (15) 九神ファームめむろの取組については，小柴・吉田（2014）を参照。
- (16) 親会社であるクック・チャムは，別に就労継続支援 A 型事業所を設立しており，知的障害者がセントラルキッチンで野菜の一次加工や惣菜の成形等を行っている。将来的にはこの事業所のように野菜の下処理以外にも障害者の就労の場を広げられる可能性がある。

- (17) 2013 年時点では、九神ファームが通年で一次加工を行うために必要なバレイショのうち、自社でまかなえている割合は 1 割にとどまっている。
- (18) 就労を希望する障害者を対象に、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指して、必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う事業所。
- (19) 障害者のために就労継続支援事業を行うと、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うために必要な「訓練等給付費」が支払われる。ここから施設の維持費、障害者を指導する職員の人件費等が支払われることになる。
- (20) 2009 年 4 月に創設された企業グループ算定特例により、一定の要件を満たすと厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率の通関が可能となった。
- (21) 飯田ら（2011）とそこで整理されている社会福祉法人等の特徴を特例子会社の特徴として比較している吉田ら（2014）を参照。
- (22) 吉田ら（2014）p.21 を参照。
- (23) 農林水産政策研究所が本報告までに調査結果を公表してきた社会福祉法人、NPO 法人が設立した福祉事業所 20 では、あまり一般就労する障害者を輩出する事例は見られなかった。

[参考・引用文献]

- [1] 濱田健司（2010a）「農村地域における農の福祉力を活かした新たな障がい者雇用ビジネスモデルー都市企業による特例子会社および株式会社における取組みー」『共済総研レポート 2010 年 8 月号』，52－59。
- [2] 濱田健司（2010b）「農業生産分野における障がい者雇用モデルに関する研究」『共済総合研究第 60 号』，128－145。
- [3] 飯田恭子・香月敏孝・吉田行郷・小林茂典・出田安利・松島浩道（2011）「福祉施設における農業分野の障害者就労の実態と課題」『2011 年度日本農業経済学会論文集』，64－71。
- [4] 且田久美（2015）「プロジェクトめむろ“私たちは働いて生きていく”」（平成 27 年度障がい者（児）就労スキルアップ研修会（西日本ブロック）用配布資料）。
- [5] 小柴有理江・吉田行郷（2014）「障害者就労施設における農業の高付加価値化の体制構築」『2014 年度日本農業経済学会論文集』（日本農業経済学会），202－207。
- [6] 小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝（2016）「農業と福祉の連携の形成過程に関する研究・農業分野における障害者就労を事例として」『農林水産政策研究第 25 号』，1－17。
- [7] 高齢・障害者雇用支援機構（2009）『特例子会社の設立，運営等に関する調査研究』
- [8] 大阪府みどり公社（2015）『農と福祉の連携促進調査報告書』
- [9] 武田尚子（2015）「農福連携：障がい者の農業就労をめぐる社会的分析視角」『共生社会システム学会 2015 年度大会報告要旨』，28－36。
- [10] 吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀（2014）「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題ー地域農業の担い手としての特例子会社の可能性ー」『農業経済研究』第 86 巻第 1 号（日本農業経済学会），12－26。

第2章 農業分野における生活困窮者等への就労支援

—障害者就労に取り組む主体の実践から—

1. はじめに

農業分野での障害者就労が広がりを見せる中、その周辺課題であり、生活困窮者自立支援法の下で取組が本格化している「生活困窮者の自立支援」においても、農業が注目されている。本章では、営農を行いながら、生活困窮者を受け入れてきた障害者福祉事業所等の事例分析を行い、生活困窮者の受け入れ体制、就労支援の特徴や課題を分析する。

2. 新たな生活困窮者自立支援制度の成立

生活保護受給者や生活困窮者の増加を背景として、2013年に生活困窮者自立支援法が成立し、2015年4月に施行された。それに伴い、新たな生活困窮者自立支援制度が創設された。新たな生活困窮者自立支援制度は、第1のセーフティネットである社会保険制度および労働保険制度、第3のセーフティネットである生活保護制度の中間にあり、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして位置づけられている。

同制度の主な対象となっている生活困窮者とは、「現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者」である⁽¹⁾。厚生労働省⁽²⁾によると、福祉事業所の来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者も含めて年間約40万人存在しているという（2011年度推計）。また、非正規雇用労働者、年収200万円以下の給与所得者、高校中退者、中高不登校、ニート、ひきこもり、母子世帯等の割合は増加傾向にあり、その一部は、放置すれば生活困窮者、さらには生活保護受給者へと移行していくことが懸念されている。

同省は、これまでの生活困窮者への支援について、①一部の自治体のみで実施され、②（就労、住居、家計等の支援について）各分野をバラバラに実施し、③早期支援につなぐ仕組みが欠如してきたと指摘している。そこで、新たな生活困窮者自立支援制度では、①包括的な支援、②個別的な支援、③早期的な支援、④継続的な支援、⑤分権的・創造的な支援という理念が掲げられ、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と同時に「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が目指されている⁽³⁾。そのため、新たな制度では、包括的な支援の実施に向け、福祉事務所設置自治体⁽⁴⁾が主体となり、官民協働による地域の支援体制を構築することを目指している。そうした体制を構築することで、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労支援を含む包括的な支援を提供し、働く場の開拓などを行うこととしている⁽⁵⁾。

就労支援に関しては、具体的には、「就労準備支援制度」を創設し、「就労訓練事業」の充実による段階的な支援を行うこととしている（第2-1図）。「就労準備支援制度」

は一般就労に向けた日常的な生活自立・社会自立・就労自立のための訓練を支援する制度である。なお一般就労が困難な場合には「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間就労」）として支援付きの就労支援が行われる。認定就労訓練事業は、社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が「認定就労訓練事業」として認定する仕組みであり、非雇用型から雇用型、さらには一般就労へとステップアップすることが期待される事業である。



第2-1図 生活困窮者における認定就労訓練事業のイメージ

資料：厚生労働省・農林水産省（2016）『福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第4版）』26頁より転載。

生活困窮者には、一部障害者も含まれていることが推察される。また、新しい制度のもとで全国的・分権的に支援が行われるため、地域の産業として農業にも注目が集まっている。そのため、農業分野での障害者就労に取り組んできた社会福祉法人やNPO法人等においては、そのノウハウや実績を生かして生活困窮者の就労支援の受け皿となることが期待されている。

実際に、厚生労働省によると⁽⁶⁾、生活困窮者の就労訓練を行う事業所として認定された「認定就労事業所」は全国に781カ所あり、そのうち70カ所が「農林漁業関連（加工含む）」、44カ所が「食品製造・加工」を主な訓練内容として予定している（2016年12月31日現在、複数回答）（第2-1表）。

そこで本研究では、農業分野での障害者就労に取り組む社会福祉法人等のうち、その受け入れ対象を生活困窮者にも拡大し、新たな制度に先駆けて農業分野での生活困窮者への就労支援を行ってきた主体を取り上げて分析を行う。

第 2-1 表 認定就労事業所が予定している主な訓練内容

予定している訓練内容	事業所数 (か所)
清掃・警備	486
福祉サービスの補助作業	401
クリーニング・リネンサプライ	101
事務・情報処理	96
農林漁業関連(加工も含む)	70
食品製造・加工	44
その他製造	44
印刷関係作業	11
建設作業	3
その他	176

資料：厚生労働省調べ（2016 年 12 月 31 日時点）

注：認定就労事業所 781 か所による複数回答である。

3. 事例の概要

本研究では、農業分野での障害者就労に取り組む法人のうち、生活困窮者等の受け入れも行っている 7 つの主体に対して聞き取り調査を行った（第 2-2 表）。

これらの主体は、生活困窮者への就労支援の内容で大きく 3 つのタイプに分けられる。第 1 に、就労訓練後に組織外部で就労することを目指し、比較的短期間に期間を限定し、生活習慣の改善も含む段階的な就労支援を行うものである（表中のタイプⅠ）。第 2 に、就労訓練後に組織外部、特に農家等で就労することを目指し、比較的短期間で農作業技術等を習得することを支援するものである（タイプⅡ）。第 3 は、生活困窮者の居場所として長期的に受け入れる取組である（タイプⅢ）。以下では、各タイプにおける生活困窮者への就労支援の特徴とその課題を検討する⁽⁷⁾。

第2-2表 生活困窮者の就労支援を行っている法人の概況

タイプ	事例	法人名	所在地	障害者就労支援サービス	事業内容	主たる支援対象	利用障害者数	生活困窮者等の数	生活困窮者への主な支援方法
I	1	社会福祉法人一麦会	和歌山市	移行, A型, B型	露地野菜, 農作業請負, 加工, 直売所・レストラン・カフェ運営, カーマンテナンス, クリーニング, 印刷, 作業請負等	・(障)知的障害者, 精神障害者 ・(生)ひきこもり	82	13	短期的な受け入れ, 生活習慣の改善も含む段階的な支援
	2	NPO法人アゲイン	神戸市	移行, A型, B型	水稲, 露地・施設野菜, 農作業請負, パン製造	・(障)知的障害者, 精神障害者 ・(生)ひきこもり	63	2	
	3	公益財団法人喝破道場	高松市	—	ハーブ栽培・加工 カフェ運営	・(障)精神障害者 ・(生)ひきこもり 生活保護受給者等	5	約30	
II	4	NPO法人土と風の舎	川越市	—	体験農園, 園芸福祉指導	・(障)精神障害者 ・(生)発達障害者	(1)	(1)	短期的な受け入れ, 農業技術に特化した支援
	5	NPO法人杜の家	岡山市	A型	農作業請負	・(障)精神障害者 ・(生)生活保護受給者	17	3	
III	6	NPO法人UNE	長岡市	地域活動支援センター	水稲, 露地野菜, 加工, 直売所・レストラン運営, 作業請負	・(障)知的障害者 ・(生)生活保護受給者	8	8	長期的な受け入れによる居場所づくり
	7	株式会社金沢ちはらファーム	金沢市	— (一般雇用)	露地野菜, 施設果樹, 加工, 体験農園	・(障)(生)発達障害者	10		

資料：聞き取り調査より作成。

注：1) いずれも2015年時点のデータである。ただし、NPO法人土と風の舎の「利用障害者数」および「生活困窮者等の数」は、2013年度における就労訓練の試行者数である。

2) 「移行」とは就労移行支援事業、「A型」とは就労継続支援A型事業、「B型」とは就労継続支援B型事業を指す。

3) 「主たる支援対象」中の「(障)」障害者、「(生)」は生活困窮者のことを指す。

4. 生活困窮者等への就労支援の現状と課題

(1) 社会福祉法人一麦会：6次産業化による雇用創出と実務教育

1) 6次産業化を基軸とした障害者就労

社会福祉法人一麦会（以下、麦の郷）は通称「麦の郷」と呼ばれ、障害者のための小規模共同作業所として1977年に設立された。現在では、障害者、障害乳幼児、高齢障害者、生活困窮者（ひきこもり等）への支援といったように幅広い活動を行っている社会福祉法人である。

麦の郷における障害者や生活困窮者に対する就労支援は、農業生産、食品加工、直売所やレストラン等の運営、カーメンテナンスやクリーニング、印刷等があり、非常に多岐にわたる。このうち、農業および加工等生産関連事業の概況は次の通りとなっている。

(i) けいじん舎・そよかぜ食品 (A 型：精神障害者 8 人が所属)

A 型事業所として冷凍コロッケの製造を行っている。冷凍コロッケは主として和歌山県および大阪府南部に店舗を持つスーパーの総菜用として周年供給している。コロッケの製造には機械も使用するが、成形は障害者による手作業で行われる。

(ii) はぐるま共同作業所 (B 型、生活訓練：障害者 (知的障害者中心) 15 人、生活困窮者 1 人)

製パン事業部、製菓事業部、結い (生活訓練) があり、障害が中程度の障害者はパンの製造、重度の障害者はクッキーの製造を行っている。結いでは、生活訓練として菓子のラベル貼り等を行っている。商品の原料には国産小麦をはじめとして自法人で製造した野菜のペーストやパウダーを使用し、地元産や国産の原料にこだわっている⁽⁸⁾。パンの販売先は直売所や食堂等からの小口注文、および直売所での委託販売である。配送は生活困窮者の仕事であり、週 3 回取引先への配達を行っている。

(iii) はぐるま共同作業所・和の社 (B 型：知的障害者 (中～重度) を中心に脳の高次機能障害者、聴覚障害者、視覚障害者等 21 人)

和の社では、納豆および菓子 (ゼリー、ワッフル、せんべい、ポップコーン、きなこ飴等) を製造している。

納豆は機械作業部分もあるが、パック詰めや計量等を手作業で行う。納豆の製造は周年で行われ、県内のスーパーや自法人の直売所等で販売されている。また、県外への販売は、現地の福祉事業所に販売を委託しており、埼玉から福岡まで流通している。原料の大豆はいずれも国産であり、耕作放棄地を活用し地域の生産者と連携して生産した和歌山県産大豆が 5%、ほか 95% が県外産である。今後は納豆の流通網をより整備するとともに、県内産原料の割合を高めることを目指している。

ゼリーは、県内産の原料 (柑橘類、桃、梅等) を使用し、法人内の一次加工施設でジュースにしたものを用いる。販売は、贈答用として直接販売する他、愛知県の生協から受注している。また、せんべいは京阪神地域の百貨店系列のスーパーマーケットや多店舗展開している直売所で販売している。

このほか、規格外の納豆用大豆をきな粉にしたり、直売所の余剰野菜を 1 次加工したり、地域の茶産地の規格外茶葉を譲り受けて粉茶にするなど、ロスの有効活用を図りながら付加価値を高める工夫を行っている。

(iv) はぐるま共同作業所・ラ・テール (B 型：障害者 (知的障害者中心) 20 人)

ジュース製造や果汁の一次加工、おかき製造、豆腐製造を行っており、加工所は自社製品および OEM の製造で周年稼働している。OEM は小ロットでも受け入れており、加工施設を持たない農家や企業、JA などからも依頼がある。また、自社製品として製造しているミカンジュースは地域の旅館の朝食にも利用されている。おかきも同様に全国から OEM で製造している。



左・中央上下段：1次加工の様子と完成した商品 右：直売所「麦市」

(写真：農林水産政策研究所撮影)

(v) ソーシャルファームもぎたて (A 型：障害者 18 人 (知的障害者中心に精神障害者, 身体障害者))

ソーシャルファームもぎたては紀ノ川農業協同組合の敷地内にある。農協の選果場での作業を受託するほか、周辺農家からの農作業受託、野菜栽培、農協の遊休加工施設を利用した農産加工 (ジャム、ドライ商品、パウダー加工)、直売所内でのカフェ運営や軽食提供も行っている。

(vi) 農産物直売所・麦市⁽⁹⁾

自法人の製品の他、地域の生産者の生産物を取り扱う直売所である。生活困窮者が就労訓練として直売所の運営補助にあたっている。

2) 生活困窮者等の受け入れ

麦の郷では、1996 年頃から地域のひきこもりや高校中退者等の相談支援を実施し、麦の郷への就職や企業への就労支援を行ってきた。就労支援にあたり、麦の郷では①相談支援および就労準備支援、②中間的就労支援 (就労訓練) の 2 段階に分けて支援を行っている。

第 1 段階である就労準備支援では、まずは生活困窮者の居場所として「ひきこもり者社会参加支援センター「創 (はじめ)」」を設け、コーヒーの焙煎作業等の軽作業を行っている。生活困窮者はそこに通うことで生活のリズムを整え、人との関わりを持ち、社会参加を目指していく。創の隣には、麦の郷の「麦の郷紀ノ川・岩出生活支援センター」という精神障害者やひきこもり等の相談事業を行う施設があり、基本的にその職員が創の利用者のケアを行っている。

さらに、第 2 段階では、就労を希望する生活困窮者の働く場所として、地域の古民家を改装したカフェレストラン「創カフェ」⁽⁹⁾ を 2014 年にオープンし、8 人が就労している。週 3 日の営業であり、出勤日や時間、仕事内容は各自の状況によって決められる。生活困窮者は対人関係が苦手な人が多いため、就労訓練の際は洗い場から始めて厨房、シェフの

補助、ホールやレジ等の接客へと徐々に担当の範囲を広げていく。こうした取組の結果、カフェでの中間就労を経て企業に就職したり、飲食店で働くようになった人はオープン以降 3 人となった。

また、これ以外の先述の施設でも、生活困窮者の就労訓練を行っている。2012 年には直売所「麦市」における就労訓練を本格化し、20～30 代の生活困窮者の男性 5 人を受け入れた。5 人は職員の補助業務という形で 10 か月間の就労訓練を受けている。その主たる内容は、直売所の運営補助（レジ、接客、配達）、野菜や商品の陳列、配達である。勤務日数・時間は各人の要望に応じて決められている。就労訓練の結果、医療法人への正職員としての就職が 1 人、就農が 1 人、社会福祉法人への就職が 1 人、就労訓練の継続が 2 人となった。



左・中央上段：ひきこもり者社会参加支援センター「創」とコーヒー焙煎機

中央下段・右：創カフェの外観と焙煎した豆を使用したコーヒー

（写真：農林水産政策研究所撮影）

麦の郷では、2013 年度には厚生労働省の事業を活用し、食品流通企業に勤めていた職員の経験を生かしながら、生活困窮者の『中間的就労・就労支援マニュアル』を作成している。マニュアルで重視されているポイントは、①社会人マナー、②中間就労で従事している就労訓練作業の習得と向上、③就労に必要な基礎的計数管理の習得である。②では、企業就労で求められるレベルに達するまで、個別に目標管理を行いながら、根気よく支援を行うことが重視されている。③では、小売業や製造業、飲食業等で使用される原価計算や価格設定、売り上げ目標設定等を習得する。

同法人では、こうした部門のほかにも印刷やクリーニング等でも生活困窮者の受け入れを行っており、必ずしも中間就労に適した業種の限定は必要ないとしているものの、①地域のニーズに適合する業種に携わることで社会とのつながりが生まれやすいこと、②公益的な業種につくことで、地域社会に貢献している自覚や就労意識の増進につながることを見込み、農業や食品関連での就労訓練を実施している。なお、麦の郷の就労訓練では、こ

れまで受け入れた生活困窮者のうち、1 人は雇用契約を結ぶ「支援付き就労」の形態を取り、それ以外でも雇用契約を結ばないものの報酬を受け取りながら就労訓練を受けている。

3) 課題

麦の郷としては、今後も事業を拡大しつつ地域社会に貢献するため、高齢者を対象とした買い物支援や高齢農家からの農作業請負等を実施していく計画である。そうした中で障害者や生活困窮者の就労意欲を向上させていくことを目指している。

ただし、生活困窮者に対する就労訓練に必要な施設整備や人件費は、調査時点では国から補助が出ず、法人の持ち出しとなっていた。そのため、麦の郷では、こうした取組には、生活困窮者へのきめ細やかな配慮が必要である一方で、生活困窮者を受け入れるための事業経費を稼ぎ出す必要があり、そのための経営者としての力量も必要となると指摘している。他の法人が生活困窮者の受け入れを行う場合には、福祉的な視点と経営者能力の両方を兼ね備える必要がある。

(2) NPO 法人アゲイン：ひきこもりの受け入れ

1) 新規就農者の就農支援と障害者就労

NPO 法人アゲイン（以下、アゲイン）は、農業を主軸に障害者等の就労支援を行う NPO 法人である。同法人は、2008 年、兵庫県神戸市において、ニートやひきこもりの支援事業を行うことを目的として設立され、2010 年からは障害者の就労支援も開始している。代表者が自宅の農地を引き継いだことをきっかけに農業に取り組み始めている。当初はシルバー人材なども活用しながら農作業を行っていたものの、農業部門を本格化するため、2011 年から新規就農者の採用を開始している。就農を希望する農業大学校の卒業生を毎年 1～2 人ずつ採用するようになり、耕作放棄地を活用しながら耕作面積を広げてきた。

アゲインは、2015 年現在、農業部門である「アゲインファーム」（就労継続支援 A 型事業（以下、A 型）、就労継続支援 B 型事業（以下、B 型）、就労移行支援事業（以下、移行支援）を実施）、出荷調整作業を行う作業所「りん」（A 型）および作業所「まどか」

（B 型、移行支援）、パンの製造を行う作業所「あすか」（B 型、移行支援）の 4 つの部門を抱えている（第 2-3 表）。アゲインで就労している障害者は 65 人であり、知的障害者が 6 割、精神障害者が 4 割を占める。このうち 35 人が農業部門に従事している。

アゲインファームの経営規模は、2015 年時点で約 4.7ha である。水田のほか、露地野菜栽培、ハウス 20 棟での施設栽培も行っている。職員は 20 人であり、このうち 7 人が農業部門に従事している。農業部門を担当する職員は全員が 20 代前半の就農希望者であり、うち 5 人は上述のように兵庫県立農業大学校の卒業生を新卒で採用している。アゲインファームでは、職員 1 人と障害者 5～6 人という形で班をつくり、7 班に分かれて農作業に従事している（第 2-4 表）。生産した農産物は、自法人の出荷調整施設（作業所）で調整され、県内外の大型直売所で販売されたり、東京都内にある外食レストランにも供給して

いる。そのため、年間を通じて 150 種類以上の珍しい野菜を栽培している。これらの珍しい品目や新しい品種を提案するのは農業部門担当の若い職員であり、班ごとに各自で営農計画を作成して実践にあたっている。

このようにアゲインでは、新規就農者の育成と障害者就労とを組み合わせ、その特性を生かした経営を行いながら、耕作放棄地の利用等によって地域資源の維持・活用を図っている。

第 2-3 表 アゲインの作業内容と従事者数

		就労支援	障害者数 (人)
アゲインファーム	農業	A, B, 移	35
作業所「りん」	出荷・調整施設	A	10
作業所「まどか」	出荷・調整施設	B, 移	10
作業所「あすか」	パン工房	B, 移	10

資料：NPO 法人アゲイン資料より作成。

第 2-4 表 アゲインファームの班構成と生産品目

班	生産品目
A班	水稻(米, 酒米)
B班	ニンジン(サラダ用等6種類以上), ピーツ等
C班	ホウレンソウ, 赤茎ホウレンソウ, コマツナ, サラダコマツナ, ミズナ, 赤ミズナ等
D班	不断草類(5種類以上), ピーマン, ブロッコリー, ゴボウ, カリフラワー, ロマネスコ, 芽キャベツ, プチヴェール, アローヘッドキャベツ等, 施設外就労
E班	豆類(5種類以上), パクチー, 小カブ, 聖護院大根, レンコン, オクラ, 花オクラ等
F班	ミニトマト(3種類以上), ホオズキトマト, ナス(8種類), ピーマン, ハバネロ, 唐辛子, カラーピーマン, キャベツ等
G班	パレISHO, トウモロコシ, カボチャ, サツマイモ, タマネギ, ニンニク, ズッキーニ等

資料：NPO 法人アゲイン資料より作成。



左・中央：農作業担当の職員・利用者　　右：収穫された多種の野菜
（写真：左：NPO 法人アゲイン提供，他：農林水産政策研究所撮影）

2）生活困窮者（ひきこもり等）の受け入れ

前述の通り、アゲインは、当初はひきこもり等の生活困窮者の支援事業を実施することを目的として設立された。そのため現在もニート、ひきこもりやその家族の相談支援事業、就労体験を通じた基本的な生活習慣訓練、社会復帰・就労支援事業を実施している。

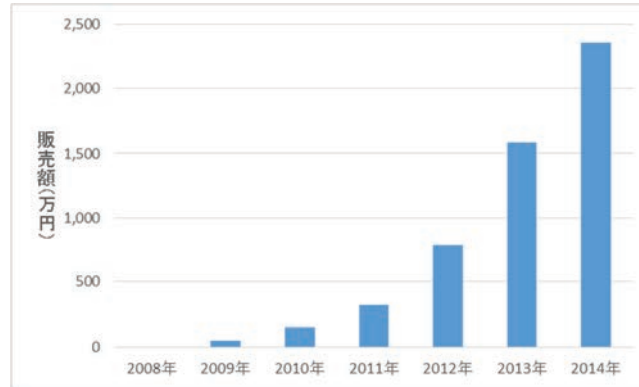
アゲインでは、ひきこもり等の受け入れは有料（主として生活寮の滞在費）での受け入れを基本としている。料金や滞在期間は状況に応じて決められる。滞在期間は最短 6 か月から最長で 3 年であり、平均して 1 年程度の受け入れである。ひきこもりの人は、アゲインの寮で共同生活を行いながら、障害者達と同様に農作業や調整作業にあたり、作業に応じて報酬も受け取ることができる。

2014 年は県外から 3 人を 1 年間受け入れ、その後は皆状況が改善されて帰宅している。2015 年時点ではひきこもり 2 人を受け入れている。受け入れ終了後に再びひきこもり、家族や本人から要請があった場合には、再度受け入れを行うこともあるという。

3）課題

農業部門の拡充によって、アゲインの農産物の売上高は 2014 年時点で約 2,300 万円となり、2015 年は 5,000 万円の売上げを目指している。とりわけ新規就農希望者の採用以降は、その職員数の拡大とともに売り上げも増加している（第 2-2 図）。

アゲインに属している障害者の工賃（賃金）は、B 型で月 3～4 万円（最大 6 万円）、A 型で月 9～10 万円（最大 11 万円）である⁽¹¹⁾。また、これまで B 型から A 型に移行した障害者は 3 人、A 型の精神障害者で症状が改善され、アゲインの職員に移行予定の障害者も 1 人存在する。ひきこもりの人も能力や働きに応じて同様の報酬を得ている。ただし、ひきこもり等の受け入れは、調査時点では国の助成の対象外であり、その支援にかかる費用は法人が負担しているとのことである。



第2-2図 アゲインファームにおける農産物売上高の推移

資料：NPO 法人アゲイン資料より作成。

(3) 公益財団法人喝破道場：精神障害者やひきこもりの受け入れ

1) 法人の概要

公益財団法人喝破道場は、香川県高松市で精神障害者やひきこもり、生活保護受給者等を受け入れている法人である。喝破道場は瀬戸内海国立公園の一部である五色台にあり、寮で自給自足の生活を送りながらハーブ園やカフェで就労訓練を行っている。

喝破道場の前身である「かっぱ道場」は1974年に発足し、禅道場としていわゆる非行少年を受け入れてきた。その後、児童福祉に取り組むため、1993年に社会福祉法人四恩の里を別途設立した⁽¹²⁾。児童福祉に取り組む中で、ひきこもりの人達が中学校を卒業して施設を出た後に居場所がなくなってしまうことを懸念し、喝破道場ではひきこもりの受け入れに重点を置くようになった。また、受け入れた人達の居場所づくりと同時に自立に向けた就労支援にも取り組み、2007年には厚生労働省の委託事業を利用して「若者自立塾」（現在の「自立塾」）を開設し、精神障害者やひきこもりの就労支援を本格化している。2008年にはハーブの栽培を行う「五色台ハーブ園」、およびカフェ「ゼルコバ」を開設し、ハーブ栽培や加工・販売、カフェ事業を開始し、就労支援の場として取り組んでいる。なお、2011年には喝破道場は公益財団法人となっている。さらに、2014年には善通寺市、2015年には高松市からの委託によって生活保護受給者や生活困窮者への就労支援（訓練）も行っている。こうして現在、喝破道場では、統合失調症等の精神障害者、ひきこもり、生活保護受給者などを受け入れ、居場所をつくりながら生活習慣の改善や就労訓練に取り組んでいる。



- ・上段左：五色台ハーブ園
- ・上段右：ハーブ園で栽培されたハーブ（ヴァーベナ）
- ・下段左：カフェ「ゼルコバ」
- ・下段右：ゼルコバで販売されているハーブティー

（写真：農林水産政策研究所撮影）

喝破道場では、ハーブ栽培は、栽培や加工の過程でハーブの香りに接するため、作業を行う人にも癒やし効果があることが経験的に分かり、精神障害者や引きこもりの人達の状況も改善が見られるため、ハーブを本格的に栽培することとなった。また、傾斜地で作業することにより、足腰も鍛えられるという。現在、喝破道場の農地面積は約1haあり、そのうち50aはローズマリーを栽培している。それ以外は他のハーブや自給用の野菜が栽培されている。また、カフェは接客業を経験する就労訓練のために開業され、ハーブ園とともに週5日（火・水曜日定休）、10時から17時まで営業を行っている。喝破道場の職員は、農業担当者2人、塾長1人、事務担当者1人、厨房担当者1人、カフェ担当者1人である。

2)「自立塾」における精神障害者やひきこもりの就労支援

先述のように、喝破道場では、精神障害者やひきこもりの人達は喝破道場の「自立塾」に所属し、合宿形式で自給自足の集団生活を行い、ハーブ園やカフェ事業で自立に向けた生活訓練や就労訓練を受ける。

自立塾では、原則として3か月または6か月程度の期間受け入れ、寮で集団生活を送りながら就労訓練に参加する。自立塾への参加に必要な経費は、施設協力金5万円と生活費1日5千円である（年収によって減額制度もある）。

自立塾では、個々の状況に応じて①生活リズム組み立て組、②農作業組、③通学組、④アルバイト組、就労体験組の4つにクラス編成を行い、それぞれの到達目標を定めながら自立に向けた訓練を行う。

例えば、生活リズム組み立て組および農作業組は、前半は生活リズムの改善や基礎体力の回復訓練を中心に行い、後半は喝破道場のハーブ園やカフェで就労体験を行うプログラムとなっている（第2-5表）。

第2-5表 自立塾の一日（生活リズム組み立て組・農作業組）

6時	起床
6時10分	坐禅，読経
7時15分	朝食
7時45分	自由時間
8時20分	清掃
8時40分	朝の集い（作業確認）
9時	作務（畑作業・ハーブ園農作業・ハーブカフェ接待対応）
12時	昼食，自由時間
13時30分	作務
15時	休憩
15時30分	作務（畑作業・ハーブ園農作業・ハーブカフェ接待対応）
17時30分	夕食，自由時間（入浴など）
19時15分	自習時間（一日の振り返り・日記記入）
20時	自由時間（洗濯など）
22時	就寝

資料：喝破道場ウェブサイトより（<http://www.kappa.or.jp/>（2016年7月25日アクセス））

こうした生活訓練や就労訓練を経て自立する際には、卒業の基準として、①生活リズムの改善，②基礎体力の回復，③能動的行動の変化，④他者とのコミュニケーション力の確立，⑤自信の回復（自立意欲の回復）が設定されている。また、本人が希望すれば、卒業前に企業での職場見学や就労体験も実施している。

自立塾の利用者は、平成25年度は23人であり、このうち香川県内からの利用者は9人、香川県外の利用者は14人と県外からの利用が多い。

自立塾を経て一般就職した人の割合は約4割にのぼるという。また、2014年度（平成

26年度)には、自立塾での就労訓練を経て、2名が喝破道場に就職し、ハーブ栽培やカフェでの接客に従事している。一般就職の場合でも、職種は、カフェでの就労訓練の経験を生かして飲食関係の仕事に就くことが多い。就職後の住居は、喝破道場に近い場所で働く場合は、住む場所が必要であるため、喝破道場に滞在しつつ自立に必要な資金 50 万円程を貯めることを目指す。県外からの利用者は、帰る前に仕事を決めてから帰るようにしている。仕事を決めずに帰ってしまうと、日数が経ってしまい、就労意欲が低下してしまうことが懸念されるためである。このように、就労の際も少しでも自立に近づけるように継続的にサポートを行っている。

3) 生活保護受給者の受け入れ：「就労体験的ボランティア事業」

上述のように、喝破道場では、2014 年より善通寺市、2015 年より高松市からの委託で生活保護受給者の受け入れを行い、「就労体験的ボランティア事業」としてハーブ園等での就労支援を行っている（第 2-6 表）。

受け入れる期間は 3 ヶ月単位で、前期は 5 月から 7 月の 3 か月間、後期は 9 月から 11 月の 3 か月間受け入れている。高松市からは毎週月・水・金曜日に受け入れており、毎回十数人程が参加している。また、善通寺市からは毎週火・木曜日に 5～10 人（登録は 20 人）程を受け入れている。なお、送迎は喝破道場側が行っている。

第 2-6 表 就労訓練のタイムスケジュール（高松市の場合）

9：00	；市役所集合
9：30～12：00	；喝破道場のハーブ園等にて作業
12：00～13：00	；昼休み
13：00～14：30	；喝破道場のハーブ園等にて作業
14：30	；作業記録をつけて終了

資料：聞き取り調査より作成。

生活保護受給者の受け入れにあたっては、就労訓練に参加するまでの最初の段階が難しいという。「就労訓練」という言葉自体に抵抗のある人もいるため、喝破道場では、「ボランティアの会」という名称とし、月 2 回の食事の場を設けながら、参加のきっかけづくりを行っている。今後は、こうした人達の居場所として救護施設等の設立も視野に入れている。

4) 課題と展望

以上のように、喝破道場では、精神障害者やひきこもりに加え、生活保護受給者等の様々な人達を受け入れ、ハーブという作物の特性も生かしながら、居場所づくりや生活訓練、就労訓練を実施していた。

こうした取組の現在の課題は、活動に必要な資金の調達である。自立塾の取組の大部分は、2014年度（平成26年度）までは厚生労働省の緊急雇用創出基金を利用していたものの、事業仕分けで予算が終了し、現在は自己資金で実施せざるをえない状況にある。

そのため、栽培した商品の販路開拓にも力を入れている。栽培したハーブは、フレッシュハーブとして地元のスーパーで販売したり、カフェ「ゼルコバ」でハーブティーとして提供している。また、乾燥させてハーブティーに加工した商品は、カフェや駅のキオスク等で販売したりしている。今後は、さらに付加価値をつけながら安定して取引ができる販売先を開拓するとともに、薬草等の栽培も試行し、取組を広げていく予定である。

将来的には、生活困窮者や生活保護受給者の救護施設を設け、その人達が安心できる居場所を作りながら、自立に向けた支援を包括的に実施していきたいとしている。

(4) NPO 法人土と風の舎：精神障害者、発達障害者の就農に向けたカリキュラムの策定

1) 農作業体験から交流、就労訓練へ

NPO 法人土と風の舎（以下、土と風の舎）は、埼玉県川越市で体験農園や障害者の就労支援等を行う NPO 法人である。「人と自然と地域との新たな共生」を基本理念とし、2002 年から活動を始めている。2015 年時点の会員数は正会員 20 人、賛助会員は 60 人である。

主な活動は、①体験農園「こえどファーム」での農業体験、②精神障害者や発達障害者の農業実習や就労訓練を行う「みどりの架け橋」アグリチャレンジ事業、③病院や施設に出向いて園芸療法を指導する「おでかけ園芸ひろば」である。取組を開始した当初は、高齢者や子供を対象とした農業体験が活動の中心であったものの、徐々に精神障害者や発達障害者等への就労訓練も試行するようになっていった。以下では、土と風の舎の主な取組のうち、「こえどファーム」での農業体験、および障害者の就労支援「みどりの架け橋」について述べることにする。

2) 農業体験を通じた地域コミュニティ「こえどファーム」

体験農園「こえどファーム」は、障害の有無や世代を超えて誰でも自然とふれあえる場となっている。面積が合計約 80a あり、調理や交流スペースのある中心部の圃場は 20a あり、そこで野菜類等、作業量の多い作物を栽培している。やや離れた圃場では、比較的手間のかからない小麦や豆類、いも類等を栽培している。

圃場は民間の高齢者ケアハウスや特別養護老人ホームに隣接しており、取組を開始した当初は、これらの施設を使用している高齢者の日中の活動の場として利用されていた。しかし、利用者が年々高齢化し、外出が困難になるなど、圃場を利用できる高齢者が少なくなっていた。そのため、現在では、定年退職者や子供、子育て世代、障害者等、様々な人が利用する場として活用されている。

こえどファームのうち、「畑をみんなで楽しもう！」事業は、すべての市民が利用対象となっており、年会費 5 千円（1 年目は 6 千円）の利用料で、週 2 回の活動が行われている。ここには定年退職後の元気な高齢者も多数参加している。この事業は市の公民館との共催事業となっており、通常 30～35 人程度が参加している。また、毎月 1 回土曜日には子供（2～10 歳）の農業体験「畑で遊ぼう！！こえどファームへようこそ！」が行われる。この事業には、50 組の子供が登録しており（2015 年時点）、その親を含めると、毎回 100 人を超える参加者が集まる。なお、参加費は 1 家族あたり年間 6 千円である。この農業体験には「畑をみんなで楽しもう！」に参加している高齢者や NPO の役員の有志が当日のスタッフとして参加しており、また、子供達も障害の有無に関わらず参加でき、高齢者、子育て世代、子供、障害者といった様々な人が年齢や立場を超えて自然に交流を持つ機会となっている。このように「こえどファーム」は、地域住民が農作業体験を通じて自然や多様な人との関わりを持つ地域コミュニティとしての機能を果たしつつある。



こえどファームの様子（写真：農林水産政策研究所撮影）

3）障害者の農業実習・就労訓練「アグリチャレンジ」

土と風の舎では、先述のように、農作業を通じた障害者の自立・就労支援「みどりの架け橋」も実施している。「みどりの架け橋」は、農作業体験を通じた障害者の自立や社会参加を目指す「アグリの会」（月 2～3 回）、および先述のこえどファームで精神障害者や発達障害者の農業実習や就労訓練を行う「アグリチャレンジ」事業（週 1 回）が実施されている。

こうした障害者を対象とした自立・就労支援事業の実施は、精神科で園芸療法に取り組む園芸福祉士が NPO のメンバーであったことが直接的なきっかけとなっている。入院中に園芸療法で農業に関わりを持っていた精神障害者が、退院し、就労プログラムに入ると

農業に関われなくなってしまう、体調を崩すことが多い。そこで、退院後も、通院もしくはデイケアの段階で農業に取り組めるよう、自立支援や生活支援の一環として農業に関わる機会をつくることを目指し、2007年から取組が開始された。

中でもアグリチャレンジ事業は、精神障害者や発達障害者の就農や就労に向けた実習プログラムとして2012年から本格化している。NPOメンバーの専門性を生かして就労訓練のモデルカリキュラムが作成され、試行段階にある。

その成果として2013年に作成された『精神障がい者のための訓練モデルカリキュラムー農園芸による精神障がい者のための効果的な訓練の実施にむけてー』が、精神障害者（特に統合失調症）のためのモデルカリキュラムとして公表されている⁽¹³⁾。カリキュラムは、受講者の様々な意向や知識・技能を想定し、①自立生活訓練モデル、②就業生活訓練モデル、③就業訓練モデルの3段階に分けられている（第2-7表）。精神障害者の障害特性を踏まえながら、社会参加の段階から就農までに必要な知識や技能を段階的、具体的に示し、成果の評価法も提示されている。

さらに2014年には発達障害者に関しても記述した『農業における障がい者就労支援のためのガイドブック（精神障がい者・発達障がい者編）』をとりまとめ、精神障害者に加えて発達障害者（特にアスペルガー症候群）の特徴と就労訓練のポイントを具体的に解説している（第2-8表）。

こうしたモデルカリキュラムの試行は、2013年度には発達障害者1人を対象として、年間20回（計80時間）実施されている。また、2014年度には精神障害者1人、発達障害者1人を対象として行われ、1人が就農、1人が飲食関係に就職している。

第 2-7 表 土と風の舎が提案する障害者のためのモデルの概要

	①自立生活訓練モデル	②就業生活訓練モデル	③就業訓練モデル
目 的	自立した日常生活を営む上で必要な生活能力の習得および維持、向上	就業生活に必要な基本的な能力や労働習慣の習得	農業分野での就業に必要な知識や技能の習得
対象者	生活技能を身につけたい人	就業準備を望んでいる人	就農を目指す人
習得目標	・園芸の基礎知識 ・園芸作業の基礎技能 日常生活に必要な能力として ・生活リズム ・挨拶 ・身だしなみ ・掃除、片付け ・買い物 ・金銭管理 ・交通機関の利用 ・生きがい、やりがい ・趣味、楽しみ	・農園芸の基礎知識 ・栽培の基礎技能 就業生活に必要な能力として ・体力 ・一定の持久力 ・一定の正確さ ・継続性 ・協調性 ・対人関係能力 ・社会的マナー ・通勤 ・自己管理力	・農業の基礎知識 ・栽培技術 ・農業機械の基礎知識・技能 ・流通販売の基礎知識・技能 ・食品加工の基礎知識・技能 ・I T の基礎技能 ・園芸福祉の基礎知識 ・体力 ・持久力 ・対応力 ・自己管理力 ・社会的知識
期 間	4 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月
日 数	週 1 日 全 16 日	週 1～3 日 全 52 日	週 3～5 日 全 186 日
1 日当たりの 訓練時間数	100 分 (50 分×2)	100 分 (50 分×2)	200 分 (50 分×4)
訓練単位数	32 単位 (1 単位 50 分)	104 単位 (1 単位 50 分)	720 単位 (1 単位 50 分)
テキスト	園芸専門書 オリジナル教材	高等学校農業科用教科書 園芸専門書 オリジナル教材	高等学校農業科用教科書 農業専門書・I T 専門書 オリジナル教材
評価方法	相互評価法	相互評価法	相互評価法および修了試験

資料：NPO 法人土と風の舎（2013）『精神障がい者のための訓練モデルカリキュラム～農園芸による精神障がい者のための効果的な訓練の実施にむけて～』1 頁より転載。

第2-8表 土と風の舎による農業の特徴と障害特性との関係

農業（農作業）の特徴		精神障がい (統合失調症)	発達障がい (アスペルガー症候群)
1. 道具の使用	手先の器用さ 一定の運動能力 準備・後片付け、整理整頓	動作が緩慢 手先の不器用さ	手先の不器用さ 動作がぎこちない 整理整頓が苦手
2. 多様な作業内容	生長過程に合わせた作業内容 栽培品目ごとに異なる作業行程	段取りが苦手 同時に複数の作業は苦手 全体把握が苦手	興味関心が偏る 優先順位の付け方が苦手 同時に複数の作業は苦手
3. 判断基準の曖昧さ	水やり、除草、収穫	曖昧さの理解が苦手	曖昧さの理解が苦手
4. 変化への対応	天候、生長への対応 多様な作業内容への対応	変化に弱い 状況判断が苦手 臨機応変な対応が苦手 自主性・自発性が少ない	臨機応変な対応が苦手 柔軟な行動が苦手 変化に対応がしにくい 応用がききにくい
5. 体力	一定の体力・持久力が必要	疲れやすい 基礎体力、運動機能の低下	運動が不得意 疲労を自覚しにくい
6. ペース配分・休憩	優先順位、作業配分、ペース配分、休憩のタイミング	ほどほどが苦手 優先順位をつけるのが苦手 作業効率が悪い	マイペース 集中の持続が困難 優先順位をつけるのが苦手
7. 危険への対処	怪我、有毒生物、危険動物、熱中症への対処 農具、機械の操作、取り扱い	状況判断、全体把握が苦手 集中力・注意力が乏しい	不注意、多動性がある 感覚に偏りがある トラブルに対応しにくい 他のことに注意が向きにくい
8. 作業経験	経験回数の幅が大きい	慣れるのに時間がかかる 失敗を繰り返しやすい	慣れるのに時間がかかる
9. 日焼け・汚れ	日焼け、汚れ	薬の副作用で日焼けしやすい	感覚が過敏または鈍感
10. 作業環境	集団・単独作業 気温、湿度等の変化	対人関係が苦手 環境の変化に弱い	対人関係が苦手
11. 農薬の使用	取り扱い、正しい知識 不安感、嫌悪感	不安を感じやすい	
12. 就業時間の不確定さ	早朝、夜間、休憩、昼食	調子に波がある 臨機応変が苦手	行動の切り替えが苦手
13. 作業姿勢	様々な作業姿勢	自主性・自発性が少ない 動作が緩慢	姿勢の悪さ
14. 農業機械の使用	視力、体力、判断力、平衡感覚などの高度な心身機能	集中力・注意力が乏しい 動作が緩慢	不注意、多動性がある 動作がぎこちない
15. 様々な知識や能力	農学、植物学、気象学、地学、化学、販売、流通、経営、会計・経理、コミュニケーション、PCなど	興味・関心の幅が狭い	興味・関心に偏りがある 得意分野は才能を発揮する

資料：NPO 法人土と風の舎（2014）『農業における障がい者就労支援のためのガイドブック（精神障がい者・発達障がい者編）』1頁より転載。

（５）株式会社おおもり農園，NPO 法人杜の家：生活保護受給者の受け入れ

（株）おおもり農園（以下，おおもり農園，または，農園とする）および NPO 法人杜の家（以下，杜の家）は，岡山県岡山市で施設栽培を中心に障害者の就労支援を行う法人である。

第 2－9 表 おおもり農園および杜の家の取組の経緯

	株式会社おおもり農園	NPO 法人杜の家
経緯	・ 2003 年：開設（新規参入） ・ 2007 年：認定農業者に認定 ・ 2008 年：施設外就労で障害者の受入を開始 ・ 2014 年：株式会社化	・ 2010 年：NPO 法人設立 ・ 2011 年：A 型事業所「杜の家ファーム」開設
職員数	2 人（代表者夫妻）	・ 5 人（代表者夫妻・子，および農業担当者）
障害者数	—	・ 精神障害者 17 人（うち発達障害者 4 人） ・ 知的障害者 1 人 ・ 身体障害者 2 人 他，生活保護受給者，研修生等受入

資料：聞き取り調査および両法人資料より作成。

おおもり農園では農業生産を行っており，杜の家に所属している障害者は農園で施設外就労として作業に従事している（第 2－9 表）。

おおもり農園は，最初は現代表の妻が新規就農者として営農を開始し，2003 年に夫妻で農業専業となった。その後，2007 年に妻が中四国農政局のシンポジウム「クローズアップ農の福祉力」に参加し障害者就労に興味を持ったことをきっかけに，妻がサービス管理責任者の資格を取得した。夫も会社員時代から障害者就労に関心を持っており，2008 年より障害者福祉事業所から施設外就労を受け入れるようになった。

しかし，その福祉事業所の担当職員が異動となり，おおもり農園での施設外就労は中断された。一方で，同時期に代表者の息子が U ターンしたため，障害者を自ら雇用するための事業所を設立することとした。そうした経緯で 2010 年に NPO 法人杜の家を設立し，翌 2011 年に A 型事業所「杜の家ファーム」を設立した。なお，NPO 法人は息子が代表となり，障害者や生活困窮者の就労支援や障害児の放課後デイサービス等を行っている。さらに農園は農地を購入し，後継者確保のために 2014 年に株式会社化した。



イチゴ栽培（左）、リーフレタス栽培（右）の様子（写真：農林水産政策研究所撮影）

おおもり農園の農業生産は、ハウスで①水耕栽培（ルッコラを中心にリーフレタス、赤からし菜、水菜等）650 m²（6.5a），②イチゴ栽培 1,000 m²（10a）である。

杜の家には、20人の障害者（精神障害者17人（うち4人が発達障害）、知的障害者1人、身体障害者2人）が所属している。おおもり農園での作業の分担は、コンスタントに通っている17人中、野菜担当が8人、イチゴ担当が4人、野菜播種担当が1人、水耕栽培用のパネル担当が2人、配達担当が2人（車2台）である。この他、地域のNPOからの依頼で生活保護受給者の就労訓練を受け入れたり、特別支援学校（2週間）や農業大学校（計1か月）等からの研修も受け入れている。障害者への賃金は最高で1時間800円（最低賃金は719円）、月13万円（手取り10万円）である。

代表によると、農作業を行うことで障害者にはいい影響があり、今まで就労時間が4時間だった人は4.5～5時間、6時間だった人は7時間へと時間を延ばすことができているという。また、毎年2人程度は農業以外だが一般就労しているとのことである。

おおもり農園は、今後もイチゴ栽培を規模拡大する見込みである。ただし、現在の農地や事務所は市街化区域内にあり、手狭となっているため、郊外への移転を予定している。

（6）NPO 法人 UNE：生活保護受給者の受け入れ

1）中山間地域における障害者就労

NPO 法人 UNE（以下、UNE とする）は、新潟県長岡市（旧栃尾市）一之貝集落で活動する NPO 法人である。過疎・高齢化の深刻な中山間地域で、空き家を活用した地域活動支援センター UNEHAUS（ウネハウス）を拠点に障害者や生活保護受給者の日中の活動支援を行っている。

主な活動内容は、農業（水稻、畑作）、農産物加工（漬物、どぶろく製造）、直売所運営、農家レストラン、請負作業（公園管理、除雪、草刈、農作業等）や地域サービス（資源回収、通院・買物送迎等）、森林管理（クロモジ・笹採取）等であり、多岐にわたる。

豪雪地帯で周年作業を確保するため、生産関連事業や除雪等も積極的に行っている。認定農業者でもあり、農業生産部門は、一之貝集落で水稻 1.6ha、野菜等 20a を栽培している。また、千秋が原地区にある信濃川の河川敷を利用した 50a の畑で野菜を栽培している。地域の女性達が郷土料理を提供する農家レストランは、1 食 500 円であり、一般の利用者の他、UNE に通う障害者や生活保護受給者等も利用している。



左：UNEHAUS の外観 中央：水稻の圃場 右：どぶろく製造を行う加工施設
(写真：農林水産政策研究所撮影)

2) 生活保護受給者の受け入れ

2015 年現在、UNE で農作業等を行っているのは主として 10 人⁽¹⁴⁾であり、有償ボランティアという位置づけで障害者が 2 人、生活保護受給者 8 人（うち、4 人は障害者でもある）が活動している⁽¹⁵⁾。また、地元の高齢者 5 人が農家レストランで調理等を担当している（うち、1 人は障害者でもある）。UNE の職員は常雇が 9 人、パートが 2 人であり、うち 2 人には障害がある。UNE では、農作業等に従事（就労）した障害者や生活保護受給者には 1 時間あたり 200 円を支払っており、当面はそれを 400 円まで上げて行くことを目指している。

UNE が生活保護受給者を受け入れる契機となったのは、長岡市からの依頼である。長岡市では生活困窮者支援事業の一環として、就労経験がない生活困窮者や生活保護受給者に対し、一定期間就労訓練を行う事業を設けている。UNE では 2013 年度から受け入れを行い、2015 年度までにのべ 24 人を受け入れている⁽¹⁶⁾。長岡市では、生活困窮者や生活保護受給者の就労訓練の受け入れは、主として市内の医療系の NPO 法人が担っており、本人が農作業や UNE での就労を希望したり、ケースワーカーからの依頼があった場合に UNE で受け入れている。UNE で就労している生活保護受給者は、生活保護の控除の範囲である月 15,000 円の範囲で週 4 回（月・火・木・金曜日）、1 日 5 時間程度農作業等に従事している。市では、生活保護費そのものの削減よりも、体を動かし健康的な生活を送ることで生活保護受給者の医療費を削減することを狙いとしている。生活保護受給者は障害者と同様に農作業等に従事し、規則的な生活習慣を身につけたり、体力を養ったりする。また、農家レストランでの昼食を通じて食生活を改善したり、他者とのコミュニケーションを図る機会を作り出している。

さらに UNE では、農作業に参加する生活保護受給者に対し、農業分野での障害者就労を現場で支援する「農業ジョブトレーナー」講座の受講（全 7 回）も勧めており、将来的にはそうした分野での活躍を期待している。

3) 課題

UNE は、中山間地域にあり、同じ障害特性を持つ障害者を一斉に受け入れる福祉事業所として成立することは難しく、障害者だけでなく高齢者や生活保護受給者等様々な人を受け入れている。そのため、現在の地域活動支援センターという枠組みが活動しやすいと感じているが、法人の経営の安定や障害者の賃金向上のために就労継続支援 A 型事業所等への移行を目指している。さらに、その枠では賃金を支払うことが難しい生活保護受給者の賃金をまかなうために、有料の体験農園の開設等の新規事業への着手を計画している。

(7) 株式会社金沢ちはらファーム：発達障害者の就労の場づくり

株式会社金沢ちはらファーム（以下、ちはらファーム）は、石川県金沢市郊外で、発達障害のある人達が働く場として、農業生産や 6 次産業化に取り組む法人である。発達障害者への支援等を行う NPO 法人アスぺの会石川と発達障害の子供を持つ親達が出資し、発達障害者の就労を目的として 2012 年に設立された。

ちはらファームでは、農薬や化学肥料を使用しない野菜や果樹の生産、体験農園、農産加工に取り組んでいる。経営面積は 1.5ha であり、このうち 56a のハウスでブルーベリーのポット栽培（約 1200 鉢）を行っている。それ以外の圃場では、ナス、キュウリ、トマト、ダイコン、キクイモ他十数種類を栽培している。農地は、離農で遊休化しそうになっていた水田を借りて営農を開始した。ちはらファームの社員は、代表者夫妻を含む 3 人である。全員農業経験がなかったため、県が行っている農業技術研修を受講したほか、ブルーベリーの栽培農家から随時アドバイスを受けている。ブルーベリーの栽培を開始して 4 年目に実がなりはじめ、ようやく経営の見通しがつき始めたところである。

現在、ちはらファームに登録している発達障害者はのべ 10 人であり、常時 2～3 人が作業を行っている。就労先として毎日通う人もいれば、他で就労していてうまくいかない時に一時的に通うという人もあり、その就労形態は様々である。また、障害者手帳を交付されている人もいれば、そうでない人もおり、手帳をとっていない発達障害者の就労や就労訓練の場にもなっている。就労日数や時間も人によって異なるが、少しずつ就労時間を増やせるように工夫し、現在、最も頻度の高い人で毎日 5 時間程度作業を行っている。なお、就労している人の賃金はいずれも最低賃金以上であり、社会保険等にも加入している。



ブルーベリーのポット栽培 (写真：農林水産政策研究所撮影)

栽培した農産物の販売に関しては、ブルーベリーは、ハウスで会員制の体験農園を行っている。希望者は①ボランティア会員（生産物の定期購入が条件）、②賛助会員（3年間で2万円）、③ネーミングライツ会員（3年間で10万円）のいずれかとなり、収穫体験や交流会に参加したり、会費に応じた特典を受けることができる。また、ちはらファームの代表者は医薬品の販売や健康食品等の研究開発・販売を手がける企業の代表も務めており、そのネットワークを活用した販路開拓も行っている。例えば、粒の大きいブルーベリーは、東京のデパートの催事場等でも販売している。

また、農閑期を利用して乾燥野菜や乾燥果実の製造も行っている。近隣の農家が生産しているリンゴ、梨、キウイ、柿、ダイコン、自社で生産したキクイモを利用して乾燥チップを製造している。製品は東京のデパートで販売しており、個人の顧客も定着しつつあるという。

ちはらファームは、2015年に6次産業化の認定事業者にもなっており、認定された総合化事業計画では、ブルーベリーの栽培やジャム製造、ブルーベリーの剪定枝を利用した霊芝の栽培等を計画している。また、販路の見込みのある薬草の栽培や薬膳料理を提供するレストランの開業も視野に入れている。

ちはらファームは、発達障害のある人に限定した取組であるため、福祉政策サイドの支援を十分に受けることは難しい点が課題となっている。そのため、近隣の障害者施設との連携、地域の耕作放棄地や空き家の活用を通じた地域住民との連携、近隣にある湯涌温泉との連携を通じた地域おこし等、福祉や健康をキーワードに地域の様々な主体との連携や資源を活用した取組を行い、地域ぐるみで付加価値形成につなげていきたいとしている。

5. 小括

以上のように、生活困窮者の受け入れが先行している主体では、障害者の就労支援を行う中で、周囲や行政からの要請もあり、自主事業として障害者手帳のとれない障害者や生活困窮者等にも対象を拡大して就労支援を実施していた。

新たな生活困窮者自立支援制度が本格化する中、農業や生産関連事業を就労訓練の場とすることの意義と課題は次のようにまとめられる。

まず、産業（業種）としての適性は、第1に農業や生産関連事業であれば、地方でも展開することが可能である。また、¹⁷⁾ 麦の郷の事例で指摘されたように、地域に密着した産業や社会企業的な分野での就労訓練は、生活困窮者自身が社会に貢献しているという実感を得やすく、就労意欲の向上にもつながりやすい。第2に農業やその関連事業には、様々な作業があり、生活困窮者の適性や状況に応じた就労訓練を行いやすい。事例では、農作業は障害者と生活困窮者が同様の作業を行い、生産関連事業では、生活困窮者が配達業務や管理部門等の職員の補助的な作業を担う傾向にあった。第3に農作業は日中の作業であり、また体力を使う仕事であるため、規則的な生活が身につけやすい。第4に農作業はグループで行うことが多く、周囲とのコミュニケーションを図る訓練の場ともなる。

次に、就労訓練の内容は、前述のように、農業や生産関連部門で実践的に就労訓練を行う事例もあれば、それに加えて農業生産技術や経営に関する専門的な知識を習得するための研修を行っているものもあった。農業は、実践を通じて経験的に学ぶことが重要であるため、就労訓練の初期段階であっても、必然的に前者のような実践的な就労訓練が中心となる。さらに、本格的に就農したり、企業就労へとステップアップする場合には、後者のような知識の習得も重要となる。ただし、教育や研修を各法人で実施するとすると、経営サイドのマンパワーが必要となり、実施できる主体は限定される。そのため、今後、地域ぐるみで生活困窮者の就労訓練を行うのであれば、生活困窮者の適性や段階に応じた訓練が実施できるよう、受け入れ側の連携や役割分担も求められよう。

その反面、課題となっているのは、受け入れる主体の経済的な負担が大きい点である。障害者と異なり、生活困窮者への就労訓練に対して助成を行う仕組みが2015年度まではなく¹⁷⁾、そのコストは法人からの持ち出しとなっていた。先述のように、生活困窮者は個々の状況に応じた丁寧なサポートが必要であり、人によっては繰り返しフォローアップを行う必要もあるため、そのための職員の人件費等のコストがかさむとのことである。また、生活困窮者のための就労の場や拠点となる施設を整備する場合は、その費用も相当なものとなる。そのため、農業だけでなく多角化を進めたり、経営規模の大きい法人でない¹⁸⁾と生活困窮者への支援を行うことは難しい状況にあった。しかしながら、2016年度からは、生活困窮者への就農を含めた就労を支援する新規事業が厚生労働省によって講じられることとなった¹⁸⁾。今後、こうした支援策がどのような効果を発揮していくのか、またどのような就労訓練が農業分野で展開されていくのか注視していく必要がある。

（小柴有理江）

注

- (1) この新たな生活困窮者自立支援制度では、対象者が様々な制度の狭間に陥ることを防ぐため、生活困窮者のより具体的な定義は行われていない。
- (2) 厚生労働省生活困窮者自立支援室（2015）「生活困窮者自立支援制度について」より。
- (3) 同上
- (4) 厚生労働省によると、「福祉事務所」とは、福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関のことである。都道府県および市（特別区を含む。）は設置が義務付けられており、町村は任意で設置することができる。
- (5) 厚生労働省・農林水産省（2015）『福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第3版）』23頁より。
- (6) 厚生労働省（2016）「認定就労訓練事業の実態調査」結果より。
- (7) ただし冒頭で述べたように、一言で生活困窮者と言っても抱える課題は様々であり、個人差も大きい。そのため、支援の方法もケース・バイ・ケースであり、実際には1つの法人が複数のタイプを併用していることもある。
- (8) 食品の一次加工は低コスト化を図るため工場の海外移転が進んでいる。麦の郷では、こうした一次加工の仕事を国内に戻し、社会福祉法人等が担っていくべきだと考えている。
- (9) 麦市は、法人内の組織改革で2017年3月末に閉店している。
- (10) 古民家の改修費用は、「ひきこもり者社会参加支援センター事業」（県単事業：年600万円）を利用したものの、不足分は法人の自己負担となっている。
- (11) 厚生労働省によると、2013年度における全国のB型事業所の平均工賃は月14,437円、A型事業所は月69,458円である。
- (12) 法人のある敷地には、喝破道場のほか、社会福祉法人四恩の里があり、児童心理治療施設若竹学園、児童養護施設亀山学園、小規模児童養護施設和みの家、児童自立生活援助事業施設なごみハウス園も併設されている。
- (13) いずれの成果もNPO法人土と風の舎のウェブサイトで公表されている。
<http://www.minikuru.net/tks/>（2016年3月アクセス）
- (14) UNEに登録している障害者は20人、2015年時点の正会員数は48人、賛助会員数は127人である。
- (15) 2015年度時点では、生活保護受給者の受け入れにあたり、長岡市とUNEは契約は結んでおらず、無償で受け入れている。また、生活保護受給者が市の中心部から一之貝集落に通うための交通手段は、「にいがたNPO基金助成事業」や「都市農村共生・対流事業」（平成25年9月～平成26年度）等を活用し、自家用車の乗り合いや車両リースで対応してきた。
- (16) 2015年時点でUNEで活動を行っている生活保護受給者8人のうち、3年以上利用しているのは3人、2年は3人、1年未満は2人である。
- (17) 前節で述べたように、障害者のための就労継続支援事業には国からの訓練等給付金が支払われ、施設の維持費や職員の人件費として使用される。

- (18) 生活困窮者の就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて支援することとされている。

〔参考文献〕

- [1] NPO 法人土と風の舎（2013）『精神障がい者のための訓練モデルカリキュラム—農園芸による精神障がい者のための効果的な訓練の実施にむけて—』
- [2] NPO 法人土と風の舎（2014）『農業における障がい者就労支援のためのガイドブック（精神障がい者・発達障がい者編）』
- [3] 中本英里・胡柏（2016）「ひきこもり者の社会復帰と自立性向上に果たす農園芸活動の役割—農業の医療・福祉効果に関する実験社会科学的考察—」『農業経済研究』87（4）：319－333.
- [4] 日本都市センター（2014）『生活困窮者自立支援・生活保護に関する都市自治体の役割と地域社会との連携』
- [5] 濱田健司（2016）「生活困窮者の就労訓練に関する地域間連携—新たな農福連携モデル—」『共済総研レポート』146：66－73.
- [6] 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2014）『生活困窮者の就労支援に関する研究事業報告書』
- [7] 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2015）『就労訓練事業（いわゆる中間的就労）事例集』
- [8] 厚生労働省生活困窮者自立支援室（2015）「生活困窮者自立支援制度について」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-hakai/2707seikatukonnkyuushajiritsusienneidonituite.pdf>（2016 年 11 月 28 日参照）.

第3章 農福連携を推進する地方公共団体等で行われている

支援の特徴と効率的な支援のあり方

これまでも⁽¹⁾、地方公共団体等で行われている農福連携の支援の特徴や課題を明らかにしてきた。

今回新たに青森県や埼玉県等の6県で行われている支援策について調査を行い、その特徴などを明らかにするとともに、これまでに調査してきた8県の調査結果と併せて、地方公共団体等で行われている支援が、地域で生産される主要農産物や地域の地理的な状況、気候に応じてどのような違いや特徴があるのかを明らかにし、地域農業の実情に応じた効果的な支援のあり方について考察していく。

1. 地域農業の類型ごとに各地で実施されている支援策の特徴

これまで調査を実施してきた県や市町村の地方公共団体等で行われている支援について、地域農業の特徴や支援内容を対比したのが（第3-1表）である。この表からも分かるとおり、香川県や長野県のように主に野菜の生産や果樹の栽培が盛んな畑作地帯が多い地域では、農業経営体と社会福祉法人等とのマッチングによる支援を行っているところが多い。これに対して、三重県や兵庫県のように畑作も行われているが、どちらかと言えば水田作が盛んな地域では、障害者の農業経営体への就労支援や農業分野に参入する社会福祉法人等に対する支援を行っているところが多く見られる。

また、農業地域タイプの違いによって支援の仕方にも違いがあるのかどうかを見てみると、大阪府のように、大消費地立地を生かした集約的な農業が盛んないわゆる都市的農業が行われている地域では、農業参入を希望する特例子会社等の企業や社会福祉法人等の農業分野への進出に対する支援（農地斡旋等の福祉施設等への支援）に力が入れられている。

このように、水田作地帯と畑作地帯、平地・中山間農業地域と都市的農業地域でそれぞれ支援の仕方に違いがあると考えられるが、次節では、地方公共団体等で行われている支援について、地域農業の特徴ごとにその支援の特徴や効果等について考察していく。

第3-1表 地域農業の特徴と地方公共団体等による主な支援内容

都道府県	実施主体名	地域農業の特徴		主な支援内容
		農業産出額から見た主な土地利用	農業地域類型	
香川県	NPO法人香川県 社会就労センター協議会	野菜	平地	マッチング
鳥取県	鳥取県 農福連携推進プロジェクトチーム	野菜	平地・中間	マッチング
静岡県・ 浜松市	NPO法人しずおか ユニバーサル園芸ネットワーク	野菜	都市的・平地	マッチング
栃木県	栃木県農政部農政課	野菜	平地	マッチング
長野県	NPO法人 長野県セルブセンター協議会	野菜・果実	平地・中間	マッチング
青森県	青森県 農林水産部農林水産政策課	野菜・果実	平地・中間	マッチング
群馬県	一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会	野菜	都市的・平地・中間	マッチング
大阪府	(一財)大阪府みどり公社 (農政チーム)	野菜	都市的	福祉施設等への支援
埼玉県	公益法人 埼玉県農林公社	野菜	都市的・平地	福祉施設等への支援
名張市	名張市障害者アグリ 雇用推進協議会	米	都市的・中間	農業経営体への支援
兵庫県	障害者農業訓練・就労支援 ネットワーク会議	米・野菜	平地・中間	農業経営体への支援
奈良県	奈良県 (農林部・健康福祉部)	米・野菜・果実	都市的・中間	農業経営体、福祉施設等への支援
三重県	三重県 農林水産部担い手育成課	米	都市的・平地	農業経営体、福祉施設等への支援
島根県	(公財)しまね農業振興公社	米	中間・山間	マッチング 農業経営体、福祉施設等への支援

資料：聞き取り調査および各地方公共団体等資料より作成。

注1) 農業産出額は「平成26年生産農業所得統計」による。農業産出額構成比に基づき分類。

注2) 農業地域類型は、「2015年農林業センサス」による。「都市的」は「都市的農業地域」，「平地」は「平地農業地域」，「中間」は「中間農業地域」，「山間」は「山間農業地域」の略。経営耕地総面積の割合で分析。

2. 地方公共団体等で行われている支援の代表的な事例

(1) 野菜作農家と社会福祉法人等とのマッチング

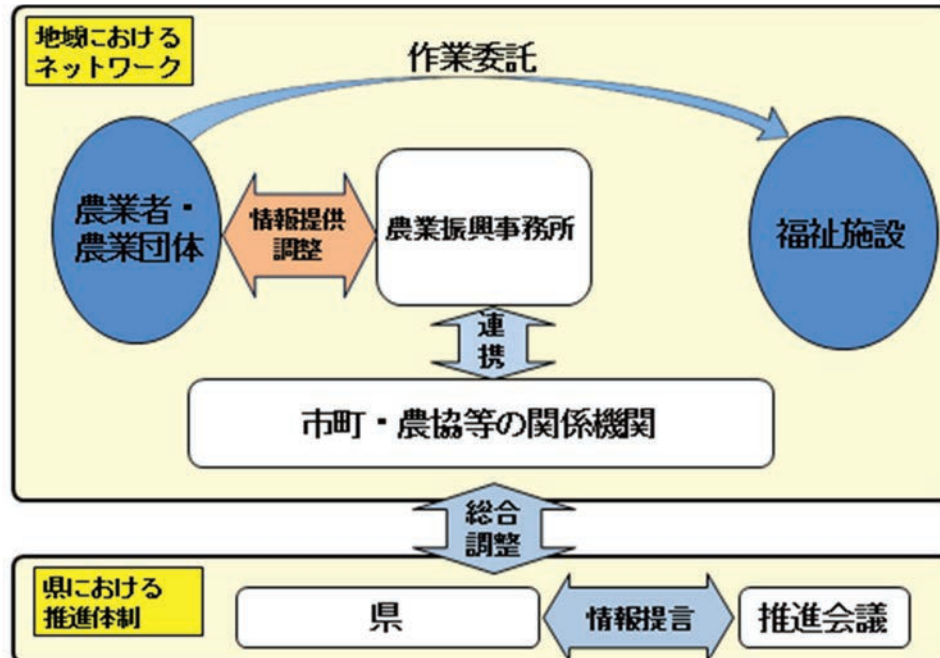
1) 栃木県

栃木県は、大消費地である首都圏に位置し、平坦で広い農地、豊富な水質源、穏やかな気候等に恵まれ、水田作も盛んではあるが、どちらかと言えば、いちご、トマト、ニラ等の主に野菜の生産が盛んな地域である。

栃木県では、農が持つ心身のリハビリテーションや癒やしなどの多彩な効用の発揮促進のため「ユニバーサル農業」を推奨し、県農政部農政課が中心となり、関係部局との連携の下、関係機関や団体等との連携や総合調整、県農政部出先機関（農業振興事務所）が取

り組む関係機関とのネットワーク構築等の支援を行っている。その他に、農業者、福祉・教育関係者、企業関係者、NPO 等の有識者で構成される「とちぎユニバーサル農業推進会議」を設置し、「とちぎユニバーサル農業」の事業効果の検証や効果的な推進方策等について県への提言も行われている。地域段階では、農業振興事務所が中心となり、農業者と福祉施設の連携強化に向けた相互理解を促進するため、情報交換会や研修会等、ネットワーク構築に向けた取組も実施している（第 3-1 図）。

また、農家と社会福祉法人等との連携の具体的な手法や課題等について検討を行う「ユニバーサル農業実証事業」を 2013 年度から 2 カ年間実施し、2013 年度は 2 組、2014 年度は 3 組の野菜作農家と社会福祉法人間のマッチングによる農作業受委託を試行し、農福連携における知見の集積が進められてきた。そこで集積された知見を踏まえ、障害者を受け入れる際に必要な道具の購入、ハウスやトイレ等施設の簡易な改修用資材の経費等の支援（1 団体上限 10 万円・定額補助）^②を行う「ユニバーサル農業実践支援事業」を新たに 2015 年度から実施し、2015 年度には 4 組の団体がいちごの親株の片付けやたまねぎ、かき菜の定植等の農作業受委託に取り組んでいる。さらに 2016 年には、実践支援事業を拡充し、道具や資材の経費に加えて就労初期の工賃の支援（1 団体上限 10 万円・定額補助）も行う「ユニバーサル農業就労促進事業」を実施している。少額の予算でも効果的に事業を実施しているこうした取組は、特に予算的に制限が厳しい地方公共団体等においては、今後、農業分野と福祉分野のマッチングを考えていく上での参考になると考えられる。



第 3-1 図 栃木県における推進体制

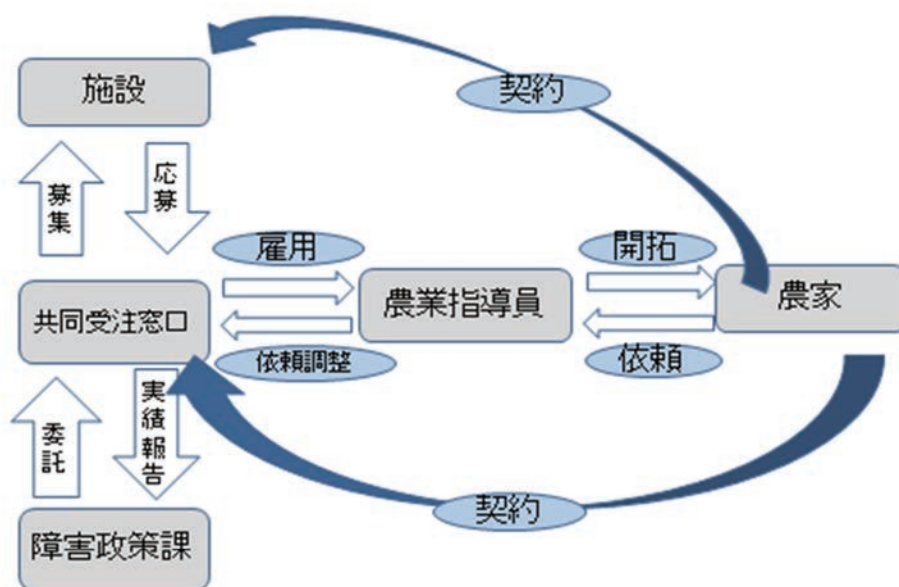
資料：栃木県庁の資料より作成

2) 群馬県

群馬県は、野菜、畜産が盛んな県であるが、特に野菜については、標高差のある耕地と首都圏に近い立地条件のもと、高冷地のキャベツ、レタス等の高原野菜や平坦地のきゅうり、トマト、なす等の施設野菜など、年間を通じて多彩な野菜が生産されている地域である。

群馬県では、社会福祉法人等における工賃向上の一環として、工賃倍増5カ年計画等を策定し工賃向上に努めてきたところであるが、「第2次工賃向上計画」策定時にこれまでの課題を踏まえ、社会福祉法人等で制作する製品や労務の提供を一括して受注する「群馬県障害者施設等共同受注窓口」（以下、「共同受注窓口」とする）を一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下、「就労センター」とする）に2014年10月に開設した。これまでも共同受注窓口の一環として農家に対する労働力の提供を行ってきたが、農業分野において障害者の就労機会の支援を本格的に行うことで工賃の向上を目指す支援事業を2016年度から開始した。（第3-2図）

この事業は、県健康福祉部障害政策課が就労センターに業務を委託して、農家と社会福祉法人等を仲介する農業指導員を設置し、農作業を委託する農家の開拓や社会福祉法人等への技術指導等を行うことで工賃の向上を図るものである。具体的には、農業指導員が障害者を受け入れる農家の開拓や需要調査を実施し、作業委託を希望する農家と予め共同受注窓口が募集した社会福祉法人等とをマッチングさせ、マッチングが成立すれば共同受注



第3-2図 群馬県における農福連携の支援

資料：群馬県庁の資料より作成。

窓口が農家と社会福祉法人等との契約を行うというものである。また、農業指導員は農家での作業補助や社会福祉法人等での技術指導も行うものとしている。これまで事業を通じて、のべ 35 名の障害者がレタスマルチの草取り、トウモロコシ畑の草刈り、トウモロコシの植え付け等の農作業に取り組み、地域農業の振興にも貢献してきている。

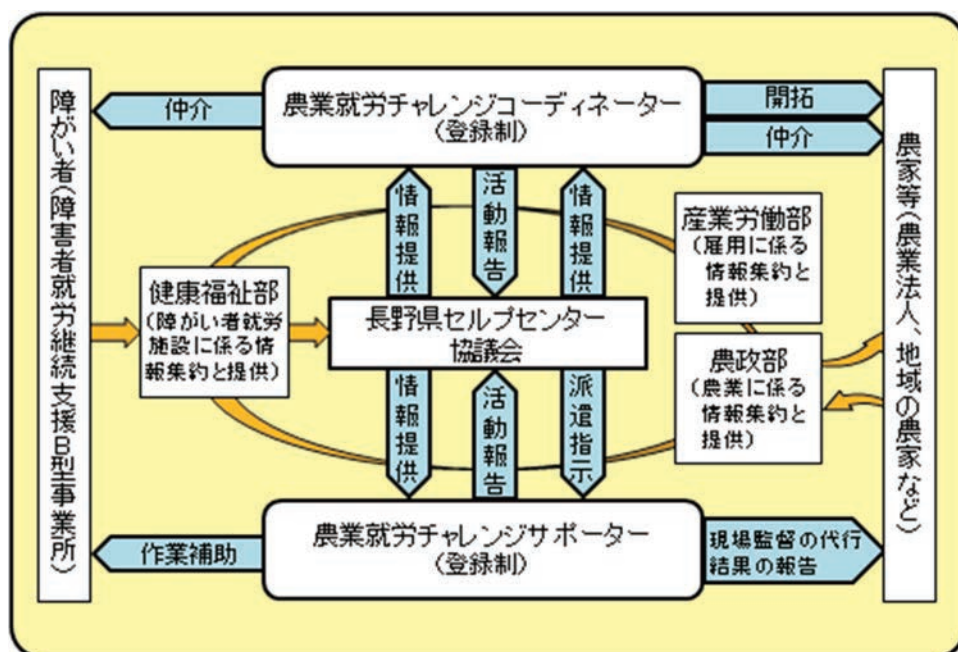
県健康福祉部障害政策課では、農福連携マルシェの開催など農福連携の意義や必要性を県内に広く伝えることにも努めているが、今後更にこの取組を推進させるためには関係機関等との連携も欠かせないと考えている。

（２）果樹作、野菜作農家等と社会福祉法人等とのマッチング

１）長野県

長野県は、日本アルプスをはじめとした 2,000 メートルから 3,000 メートル級の下に囲まれ四季の変化に富んだ地域である。このような自然条件を利用し、りんご、ぶどう等の果樹やレタス、白菜等の野菜の生産が盛んな地域である。

長野県では、「雇用・社会参加促進プロジェクト」の取組の一環として、農業分野における障害者の施設外就労を促進し、障害者の工賃アップを目的として、2014 年度から「障がい者の農業就労チャレンジ事業」を開始した。この事業は県が特定非営利活動法人長野



第 3-3 図 長野県における支援

資料：長野県庁の資料より作成

県セルフセンター協議会（以下「セルフセンター協議会」という）に業務を委託し、①県農政部、健康福祉部、産業労働部が連携し、社会福祉法人等や地域の農家等に係る情報をセルフセンター協議会に提供、②県から提供された情報やセルフセンター協議会が自ら収集した情報を活用しセルフセンター協議会が農業就労チャレンジコーディネーター（登録

制)に農家等の開拓および社会福祉法人等との仲介活動を依頼、③農業就労チャレンジコーディネーターは施設外就労の実現に向け、農家等の開拓や調整を行い、④施設外就労に結びつけた場合、セルフセンター協議会は、農作業の質の保証のため農業就労サポーター(登録制)を農家に派遣し、障害者の作業の支援を行うものである(第3-3図)。

このように、長野県では農家と社会福祉法人等をマッチングさせるだけでなく、様々な作目についての作業が伴い、また果樹の作業においては専門的な知識や技術が必要なことから、マッチング後に農作業を補助するサポーターを農家に派遣することで、より農作業の質を高め、安定的・継続的な農作業を確保している。この事業を通じて、ぶどうの剪定、カシスの収穫等の他、ブロッコリー畑の除草、サニーレタスやサンチェの定植等の果樹作や野菜作の作業に、2014年度にはのべ247人もの障害者が従事し、工賃のアップが図られた他、地域農業の労働力確保にも寄与している。

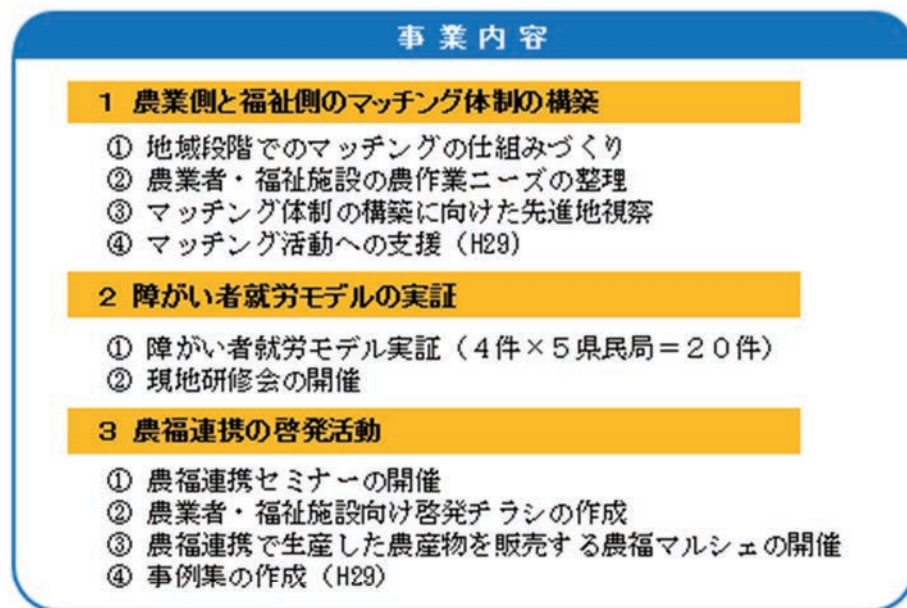
2) 青森県

青森県は平野や山岳に富んだ地形によって気候が大きく異なることから、地域特性にあった農業が行われており、水田作も盛んな地域ではあるが、りんご、にんにく、ごぼう、ながいも等の生産量は全国の上位を占めていることから、園芸作の盛んな地域といえる。

青森県では、農業分野における労働力不足が深刻さを増す中、就労機会を求めている福祉分野とのマッチングにより問題の解決を図れないかとの考えから、三八地域県民局地域農林水産部が福祉部局の協力を得ながら、主に三八地域を中心とした事業として2011年度から農福連携に取り組んでいる。この三八地域での取組に一定の成果が見られたことから、農林水産部農林水産政策課が中心となり、その取組を県内全域に広めるため、2014年度に「農福連携による障害者就労促進事業」を展開し、農業・福祉・教育機関が情報共有できる体制の整備やマッチングの実証モデルを実施してきたところである。この実証モデルでは、県が農家と社会福祉法人等とそれぞれ契約を行い、必要経費(賃金は含まず)を支出し、短期間(2~3日程度)の農作業をモデル的に行わせるというものである。2014年度には、各地域毎^③に農家および社会福祉法人等をそれぞれ3カ所、2015年度にはその数を4カ所に増やし実施し、りんごの収穫、すいかの運搬、にんにくの根切り等の農作業に107名の障害者が従事してきたところである。中には農家から直接作業を持ち込んでい社会福祉法人等もあり、農家までの移動時間や移動手段に課題を抱えている社会福祉法人等にとっては作業上メリットもあることから、今後、このような作業形態が増えてくるものと考えられる。この事業がきっかけとなり、その後、農家が作業委託をお願いした件数は17件にも上った。2016年度には新たに「地域に広げよう農福連携推進事業」が開始され、前回事業で課題となっていた障害者雇用に対する農業者の理解促進やマッチング体制の整備の他、新たに水産業も対象とした障がい者就労モデル実証も行っている(第3-4図)。

特に県農林水産部農林水産政策課では、前回事業まで県民局^④で行っていたマッチング作業を民間機関等に委ねる体制の整備に力を入れている。今後、農福連携の普及啓発やマ

マッチングの体制整備等がどのように進んでいくのか、引き続き青森県の取組に注視していきたい。



第3-4図 青森県の農福連携推進事業（2016～2017年度）

資料：青森県庁の資料より作成。

（3）水田作地帯における社会福祉法人等の農業参入への支援—三重県

三重県は、温暖な気候や中京・阪神と言った大消費地などに隣接した立地など、恵まれた条件の下、平野から中山間にかけては水田作が盛んで、また施設いちごやトマト等の園芸作物の生産も行われてはいるものの、どちらかと言えば水田作が盛んな地域である。

三重県では、障害者の就労の場や相談支援体制の整備に取り組む「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト」を実施しており、県農林水産部担い手育成課では、農福連携による就労支援を促進するため、農福連携・障がい者雇用推進事業を2013～2016年度の4カ年間で実施している（第3-5図）。事業内容としては、「三重県農福連携・障がい者雇用推進チーム」を立ち上げ、国（三重県労働局）や県の部局間での情報共有や連携方法について協議・検討を行う他、アンケート調査やマニュアルの作成など、農業者等に対する意識啓発や支援体制の整備にも取り組んでいる。

農福連携・障がい者雇用推進事業	
・ 三重県農福連携・障がい者雇用推進チームの設立	新たな農業の担い手として位置づけた福祉事業所、障がい者の支援体制の検討
・ 福祉事業所・農業経営体に対するアンケート調査	農業参入の実態・障がい者雇用の実態・今後の意向把握
・ 障がい者就労実態調査	障がい者の就労実態を調査し、就労事例集を作成
・ 福祉事業所への指導の体系化の検討	農福連携に向けた今後の普及体制・活動のあり方を検討 福祉事業所における経営モデルの作成
・ 農業大学校を核とした農業と福祉をつなぐ人材育成	在学生を対象とした新カリキュラム「農業と福祉」を開設 福祉事業所支援員向けの技術習得研修の実施
・ 特別支援学校との連携	普及指導員による就労前の学内農業実習
・ 障がい者が担える農作業領域拡大の検討	作業補助器具の開発、農作業の細分化、作業場の改良などの工夫や改善を現地で実践、作業改善事例集の整備

第 3-5 図 三重県における支援

資料：三重県庁の資料より作成。

その内容をみると、既に農業に進出している社会福祉法人等や障害者の雇用を行っている農業経営体の事例を集め、社会福祉法人等への営農指導、経営モデルの作成等、人手不足の農家や農業法人と農作業を手伝いたい社会福祉法人等をマッチングさせるのではなく、社会福祉法人等の農業分野への進出の支援に力が入れていることが分かる。また、この事業を通じて、特に農業と福祉をつなぐ人材育成にも力を入れていることも特徴的である。具体的には、農業大学校の学生を対象に福祉に関する知識の習得等を目的とした新カリキュラム「農業と福祉」を 2013 年度に同大学校に開設した。2013 年度には 8 名、2014 年度には 14 名が受講し、2013 年度にはうち 1 名が農業に参入する社会福祉法人等に就職している。加えて、一般の方を対象に農業の基礎を学ぶ公開講座を開設し、社会福祉法人等に講座への参加を呼びかけたところ、2013 年度には 5 社会福祉法人等から 9 名、2014 年度には 6 社会福祉法人等から 7 名が受講した。こうした支援も社会福祉法人等の農業分野への進出を促進する効果が期待される。その他に、特別支援学校^⑤のキャリア教育の一環として、作業学習に農業を取り入れている学校が増えてきており、農業の基礎技術習得のため普及指導員を学校に派遣するなど、農業分野への就労前支援も行っている。2014 年度は 5 校に対して実施し、うち 2 校で農業法人への就職が決まったところである。

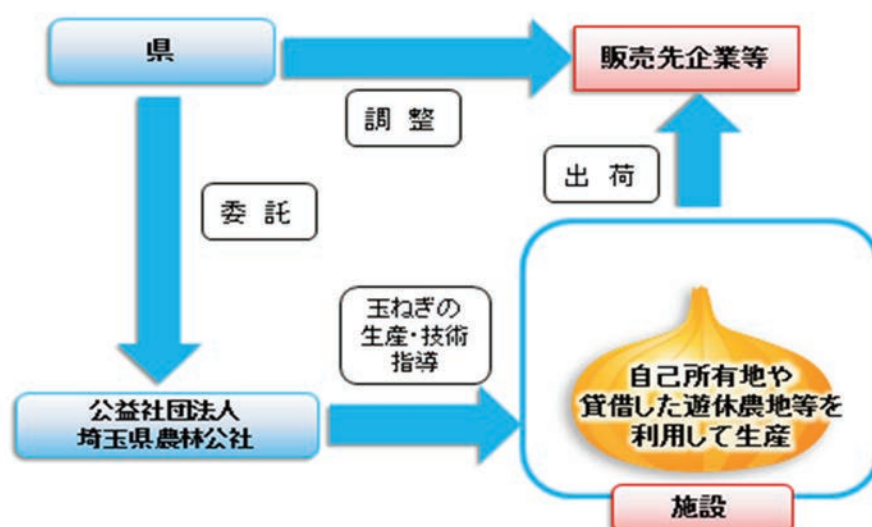
このように、社会福祉法人等の農業参入を促進するだけでなく、既に農業分野に進出した社会福祉法人等や農業法人等に対して、農業を行う障害者を受け入れてもらうことを支援しているのも三重県の支援の特徴である。

（４）畑作地帯における社会福祉法人等への支援—埼玉県

埼玉県は、水田作も盛んではあるが、首都圏という大消費地の立地を活かし、国内有数の野菜産地として、主に小松菜、ブロッコリー、ほうれん草等の生産が盛んな県である。

埼玉県では、障害者施策体系を大きく変える障害者自立支援法が 2006 年度に施行されたことに伴い、2007 年 3 月に「埼玉県障害者支援計画」を策定し、現在「第 4 期埼玉県障害者支援計画」が実施されている。この計画では 2017 年度までに就労継続支援 B 型事業所の工賃水準を月額 2 万円とする目標を掲げ、現在、各種施策が実施されているところである。このような中、県福祉部障害者支援課では、2014 年度より障害者の工賃向上を目的とした「障害者農業参入チャレンジ事業」を開始した（第 3-6 図）。

この事業は、比較的安定した需要が見込まれる「たまねぎ」を社会福祉法人等が県から委託された公益社団法人埼玉県農林公社から技術指導を受けて生産し、県が予め調整・確保した販売先に出荷するというものであり、1 社会福祉法人等に対して 3 年間の支援が行われ、2021 年度までに 18 社会福祉法人等、約 7 ha の農地が活用される計画となっている。生産されたたまねぎは県内に工場を所有する全国食料チェーンの A 社や県内有数の食料チェーンの B 社に出荷されている。この事業は参加を希望する社会福祉法人等に対し実施されているが、農地の確保もなかなか難しい現状から既に農地を保有している（農業を行っ



第 3-6 図 障害者参入チャレンジ事業の概要

資料：埼玉県庁の資料より作成。

ている) 施設で実施されていることが多い。また、事業に参加している社会福祉法人等は、年に2度開催される連絡会議に出席し、事業の進捗状況や課題等についての意見交換を行う等、他施設との情報共有や連携にも努めている。

このように、埼玉県の実業は農業を始めたいと考えている社会福祉法人等が直面する販路の確保や生産する農作物の選定といった課題を解決し、障害者の工賃向上や社会福祉法人等の安定した事業を推進するための取組であると考えられる。実際、3年間の支援が終わったあとも、既に販路が確保されていることから、引き続きたまねぎを生産することで経営の安定化にも繋がるものと期待されている。また、この事業に参加するためには、農地の確保も必要となることから、近隣の遊休農地を活用する等地域の活性化にも貢献している。

3. 小括

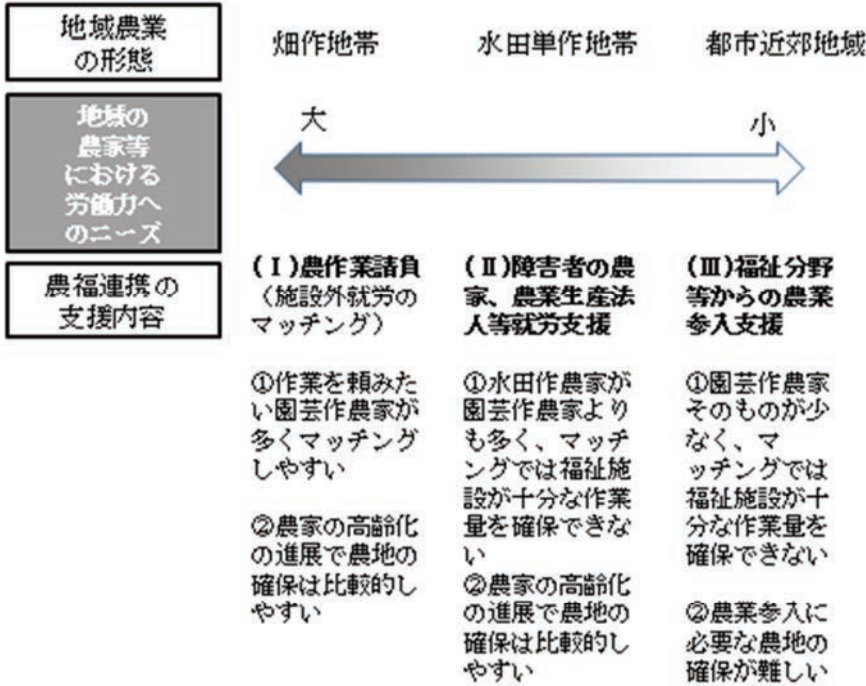
以上のように、各県の事例について、その取組内容と効果について見てきたが、その他の事例についても地方公共団体等での支援が行われることで農福連携の取組が着実に前進していた。これまで紹介してきた事例等による分析に基づき、効果的な地方公共団体等での支援体制の構築の仕方について考察していく。

まず、第1節および第2節の分析からは、生産される農作物や農業地域類型によって支援の仕方に違いがあることが明らかになった。特に野菜や果樹等の生産が行われている畑作地帯では定植、収穫、選別、運搬等といった主にマンパワーを必要とする農作業が多く存在している中で、労働力不足に悩む農家と就労機会を求めている社会福祉法人等によるマッチングは、それぞれが抱えている悩みを解決できる効果的な支援策であることが分かった。他方、水田作地帯では田植えや稲刈りといった農作業の大半は既に機械化されており、畑作地帯に比べマンパワーを必要とする農作業が少ないこと、またマッチングを希望する園芸農家が少なく、点在していること等からむしろ社会福祉法人等自らが農業を始めたり、社会福祉法人等や特別支援学校に所属している障害者の就労機会を農業法人等に求めたりするケースが見受けられる。このような地域では、社会福祉法人等の農業分野への参入や農業法人等の障害者雇用をし易くするような支援策、例えば、社会福祉法人等向けの農業作業マニュアルの作成やトイレ、休憩所等の設置、障害者をサポートする農業と福祉両方の知識を有する人材育成等の複合的な支援が求められていると考えられる。

また、都市近郊の都市的地域では、平地農業地域に比べ担い手となる農家が多くないことから、そうした農業の担い手を確保するという観点から、障害者の働く場を求めている社会福祉法人や特例子会社等の農業分野への進出を推進しようとする動きが見られる。このような地域では、大阪府の(一財)大阪府みどり公社のように農業に参入する特例子会社や社会福祉法人等に対し、農地を斡旋し農福連携を推進している事例もある。このように、都市近郊の都市的地域では、農地の転用問題もあり農地の確保が難しいことから、先に述べた水田作地帯での支援策に加え、特例子会社等が農業を始めるにあたり必要となる

用地の確保といった農地の斡旋等、担い手の就農を円滑に進められるような支援策が重要になると考えられる（第3-7図）。

最後に、これまで調査してきた事例からは、地域の実情に応じた効果的な支援策の傾向をうかがい知ることができたが、必ずしもこの傾向に当てはまらない支援を行っている事例も見受けられる。最近、地方公共団体等での支援事例が増えてきていることも踏まえれば、今後分析対象を更に増やし、今回の研究成果を検証しながら地方公共団体等の支援策について考察を深めていく必要がある。



第3-7図 地域農業の特徴と支援内容の傾向

資料：小柴、石橋で作成。

（石橋 紀也）

注

- (1) 農林水産政策研究所（2015 年）『農村の再生・活性化に向けた新たな取組の現状と課題』において、小柴が地方公共団体等の支援の特徴について分類を行っている。
- (2) この事業に取り組むには、農業者と社会福祉法人等とで団体（代表者との規約の定めがある団体）を設立して農作業等の受委託を実施。
- (3) 地域区分（東青，中南，三八，西北，上北，下北）。
- (4) 青森県庁の出先機関。東青，中南，三八，西北，上北，下北。
- (5) 視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して，幼稚園，小学校，中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに，障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設立された学校。

[引用・参考文献]

- [1] 小柴有理江・吉田行郷（2016）「地域における農業分野での障害者就労の支援体制の構築－異分野が連携するプラットフォームの形成－」『農業経済研究』第 87 巻第 4 号
- [2] 農林水産政策研究所（2015）「農村の再生・活性化に向けた新たな取組の現状と課題－平成 24～26 年度「農村集落の維持・再生に関する研究」報告書－」
- [3] 一般財団法人 大阪府みどり公社（2016）「農と福祉の連携促進調査報告書」
- [4] 栃木県農政部, 「とちぎユニバーサル農業推進方策」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/work/nougyou/shokutonou/h24universal01.html>
2016 年 1 月 14 日アクセス
- [5] 栃木県農政課, 「平成 27 年度ユニバーサル農業実践支援事業」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/work/nougyou/shokutonou/documents/pamphlet.pdf>
2016 年 1 月 14 日アクセス
- [6] 長野県, 「長野県総合 5 カ年計画」
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/kensei/shisaku/5kanen/shiawase.html>
2016 年 1 月 7 日アクセス
- [7] 長野県, 「農業就労チャレンジ事業概要」
<http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shuurou/>
2016 年 1 月 7 日アクセス
- [8] 長野県セルフセンター（2015）, 「平成 27 年度関東ブロック農業分野における障害者就労セミナー資料」
- [9] 三重県, 「みえ県民力ビジョン」
<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/> 2016 年 1 月 13 日アクセス

おわりに

それぞれの取組における課題については、各節ごとに整理を行ったので、ここでは、今回の研究成果を踏まえた、今後の研究課題を整理することとしたい。

- (1) 農業分野での障害者就労の促進については、これまで、その中心的な役割を担ってきた社会福祉法人・NPO 法人といった福祉事業所に加えて、企業が設立した特例子会社、福祉事業所による取組も増えてきており、その取組方も一層多様化してきていることが明らかになった。また、そうした会社、事業所による取組の歴史が長くなると、地域農業や地域福祉との関係も深まってくることが、少なくとも調査事例のレベルでは明らかになりつつある。今後、こうした地域農業や地域福祉との関係に関する分析も深めていく必要がある。
- (2) 特例子会社については、設立されている会社が特定できる上に、公開されている情報によって、ある程度農業への取組状況を把握することができる。しかしながら、雇用契約に基づく障害者の就労先である就労継続支援事業を行っている福祉事業所のうち、どれだけ企業出資による事業所が農業分野に進出しているか把握できるツールは今のところ存在していない。今後も企業が出資した障害者福祉施設の農業分野への進出は増加することが見込まれることから、引き続き、その全貌を解明し、取組推進における課題を明らかにしていく必要がある。
- (3) また、農業分野での就労の場、居場所作りを障害者について行うだけでなく、障害者手帳を取得できない発達障害者や生活困窮者、生活保護受給者の居場所作りを農業分野で行っている事業所が少しずつではあるが増えてきていることが本年度の研究で明らかになった。特に、2013 年に制定された「生活困窮者自立支援法」を受けて、今後、生活困窮者の自立に向けた支援が一層充実していくことが見込まれ、その中で、生活困窮者の中間的な就労の場として農業が期待されていることから、引き続き、この分野での実態解明と政策課題の抽出のための研究を行っていく必要がある。
- (4) さらに、これまで、障害者や生活困窮者の働く場、居場所作りの取組の一環で、高齢者を活用しようという動きを幾つか把握することができたが(「九神ファームめむろ」、「UNE」、「土と風の舎」、「センコースクールファーム鳥取」等)、これを体系的に整理・分析するまでには至らなかった。高齢化が進展する中で、どう高齢者の居場所、生き甲斐の場を農村地域で作りだしていくのかという点も農業・農村の活性化の観点から重要な課題であるので、引き続き、研究を続けていく必要がある。
- (5) 最後に、地方公共団体による農業分野での障害者等の就労支援策については、2014 年度のプロジェクト研究で 9 つの取組を把握し分析を行ったのに続いて、2015 年度においては、新たに 6 県における支援策を把握し、分析することができた。しかし、47 都道府県、1,718 市町村(2014 年 4 月 5 日現在)という数に比べると、まだ少ない数にとどまっている。今後もこうした支援策を行っている地方公共団体を掘り起こしていく

とともに、支援を行っていない地方公共団体での取組をどう促進していくかについても、調査・分析を行っていく必要がある。

（吉田 行郷）

2017（平成 29）年 9 月 21 日 印刷・発行

平成 28 年度行政対応特別研究〔農福連携〕研究資料

農業と福祉の連携による農業・農村の活性化に関する研究

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600

印刷・製本 美巧社



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。